

「第2期 さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プラン」

進 行 管 理 表

【 その他事業 】

【様式2】 その他事業

R4年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満

R5年度以降の方向性 A=廃止 I=縮小 U=継続 E=拡大 O=終了

| 事業番号 | 事業名                   | 事業概要  | 指標                                      | 単位    | 目標値              | 実績               |            | 今年度目標            | R4年度評価・事業実施内容・成果   | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等 |  |  | 課題及び解決策  | R5年度の事業展開   | R5年度以降の方向性 | 所管      |
|------|-----------------------|---|---|-------|------------------|------------------|------------|------------------|--|--------------------|--|--|--|---|------------|---------|
|      |                       |   |   |       | R4               | R4達成値            | R4年度別評価    | R5               |  | 事業への影響有無           | 影響の内容(有の場合)                                      | 対応状況   |  |   |            |         |
| 4    | 産婦健康診査・産後のケアの充実       | 産婦健康診査の費用(1回分)を助成し、産婦健康診査の結果、支援が必要な産婦に対し、身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母子とその家族が健やかな育児ができるよう産後ケア等の支援にむすびつけます。                                    | 産後ケア事業利用者の育児不安が「軽減した」もしくは「ある程度軽減した」人の割合 | %     | 92               | 93.8             | A          | 92               | 母子健康手帳交付時に全員に事業の案内ちらしを配布しています。また、産後ケア事業を必要とする方が安心してサービスを利用できるように、訪問や面接、医療機関等を通して、丁寧に事業案内を行っています。積極的なPRを継続した結果、産後ケア事業のサービス利用者は年々増加しています。サービス利用者を対象にしたアンケート結果では、93.8%が育児不安が軽減もしくはある程度軽減したと回答していることからA評価としました。<br>総合振興計画の目標指標の改訂に伴い、令和4年度以降の目標値を上方修正しました。   | 無                  | -  | -  | 希望するサービスを適切な時期に利用できるように、受け皿となる施設を確保するとともに、実施施設等との連携強化が重要になります。また、利用者の声や満足度をタイムリーに把握し、事業に反映することができるように、利用者アンケート等の集計・分析を丁寧に行う必要があります。                          | ホームページやちらし等を活用し、引き続き事業の周知を図っていきます。また、身近な場所でのサービスを利用できるように、受け皿となる施設を確保していきます。サービスの質を確保し円滑に事業を実施するために、実施施設との連携を強化していきます。                    | ウ          | 地域保健支援課 |
| 5    | 出産前教室事業               | 初産の妊婦とその夫等を対象に、母体の健康の保持・増進、育児知識の習得、妊娠中の交流の場の提供など、妊娠・出産・育児に関する情報を提供し、協力して育児に取り組むことができるよう、講義や実習を行います。                                     | 出産前教室のアンケートにおける理解度                      | 割合(%) | 95               | 98               | A          | 95               | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じながら、各区の実情に合わせて実施しました。感染状況により開催方法や定員や内容を変更し、コロナ禍においても育児知識の習得や母体の健康の保持・増進が図れるように工夫しました。また、令和2年度に作成した出産前教室動画を引き続き各区分でPRし、教室に参加できない方への学ぶ機会を設けました。<br>開催分の事業後アンケートでは「役に立った」「理解できた」と回答を得られた割合が目標値を超えたため、A評価としました。  | 有                  | 感染状況により、対面実施からオンライン開催に変更し実施しました。                 | 対面での教室実施の場合は、教室の定員数を減らして実施しました。感染症拡大時期は、オンラインに変更し、全期間通して教室に参加しない方が学べるよう、出産前教室動画をPRしました。                | 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことにより、改めて実施方法の見直しが求められています。解決策としては、適切な感染対策を講じたうえで、妊娠・育児に関する知識普及等に影響がないように、各区の実情に応じて、事業計画を見直し、事業を実施していきます。                            | 感染状況等をモニタリングし、適切な感染対策を講じたうえで、各区の実情に応じて、母体の健康の保持・増進、育児知識の習得、妊娠中の交流の場の提供を行い、協力して育児に取り組むことができるよう、講義や実習を行います。引き続き出産前教室動画の活用を案内していきます。         | ウ          | 地域保健支援課 |
| 6    | 不妊治療支援の充実             | 不妊・不育に悩む夫婦に対し、精神的・身体的・経済的負担の軽減を図るために、妊娠や不妊・不育等に関する正しい情報の提供、知識の普及啓発、専門相談、特定不妊治療費等の一部助成を行います。   | 事業への協力大学の件数                             | 件     | 3                | 12               | A          | 4                | 若い世代への啓発について、妊孕性に関するリーフレット入りマスクと、妊孕性に関するパンフレット等の啓発品の配布を大学コンソーシアムを通じて市内12大学に依頼し、実施することができたため、A評価としました。<br>この他に、さいたま市のツイッターや市報、サッカースタジアムでの大型映像装置等を活用し、普及啓発を実施しました。   | 有                  | 市内の大学における学園祭は規模を縮小し実施されたため、イベントにおける啓発活動は見送りしました。 | 啓発品を送付し、学内で配布・設置・配架してもらいました。   | 学園祭での来場者への啓発品の配布など、令和5年度に大学の協力がどの程度見込めるか不明であることが課題となっています。大学側と調整し、可能であれば学園祭等で来場者に対しても、配布してもらうよう、協力を要請します。  | 不妊症に関する講演会を実施するとともに、引き続き若い世代に重点を置き、自分自身の健康やライフイベントなどを考える機会を提供できるよう、学園祭等を通じた普及啓発活動や、市報やツイッター等のSNSの活用、電光掲示板等、その他の広報媒体を用いた普及啓発活動を実施していく予定です。 | ウ          | 地域保健支援課 |
| 7    | 乳幼児健康診査事業及び幼児歯科健康診査事業 | 乳幼児の育児支援及び疾病等の早期発見のため、各種健康診査を実施します。また、乳幼児健康診査及び幼児歯科健康診査後の保健指導や、乳幼児健康診査未受診フォローを行います。   | 受診率(乳健:3歳児健診の受診率、歯科:各歯科健康診査受診率の平均)      | %     | (乳健)92.9(歯科)83.3 | (乳健)96.1(歯科)83.8 | (乳健)A(歯科)A | (乳健)93.0(歯科)83.5 | 令和4年度の目標としていた乳幼児健康診査受診率92.9%及び幼児歯科健康診査受診率83.3%を超えたため、A評価としました。<br>各種乳幼児健康診査の中で比較的受診率の低い3歳児健康診査及び幼児歯科健康診査については健康診査期間終了2か月前の時点で未受診児に対して、再度個別にはがきを送付し、受診勧奨を行いました。<br>受診期間を過ぎて未受診であった児のフォロー(いわゆる未受診フォロー)については、アンケート送付や、訪問・電話などで状況を確認しています。訪問等で状況を確認しても居住実態が把握できていない児については、虐待のリスクも含めて検討し、フォローを行っています。 | 無                  | -  | -  | 受診率を維持するため、引き続き個別の受診はがき送付や市報や医療機関・保育園等でのポスター掲示に加えて、3歳児健康診査・3歳児歯科健康診査のポスターを作成し、市内の民間企業とも連携した啓発を行います。<br>未受診フォローについては、虐待のリスクを検討するとともに、各関係機関と連携を図りながら対応をしていきます。 | 乳幼児健康診査、幼児歯科健康診査とともに、目標の受診率を達成してきているため、医療機関や保健センター、包括連携協定締結企業等との連携をより強め、健診の啓発や健診未受診者への受診勧奨を行っていきます。                                       | ウ          | 地域保健支援課 |
| 8    | 乳幼児発達健康診査事業           | 乳幼児健康診査・育児相談などで、身体発育・精神言語発達等について、専門医等によるスクリーニングが必要と判断された乳幼児を対象に健康診査を行い、疾病の早期発見及び発育・発達の支援に努めます。  | 実施回数                                    | 回     | 159              | 175              | A          | 159              | 令和4年度の目標としていた実施回数159回を超えたため、A評価としました。<br>予約に空きがある場合は、各区で連絡・調整を行い、居住区外のケースも積極的に受け入れ、児の年齢や発達状況を総合的にアセスメントして、適切な時期に受診できるように対応しました。  | 無                  | -  | コロナ禍でも感染予防に十分配慮しながら通常通り実施しました。   | 定員充足率(延人数/年間定員計画数)は95.1%でしたが、待機者がいる状況でした。また、待機期間3か月以上が21.5%あり、待機期間の短縮のために、年度当初の計画に追加して臨時開催した区もありました。定員充足率を上げつつ、待機期間が短くなるように引き続き実施方法の見直し等に努めていくことが必要です。       | 引き続き、区の実情に合わせて実施します。予約に空きがある場合は、各区で連絡調整を行い、待機期間の短縮や受診の効率化を図ります。現状の待機期間を把握し、今後の実施回数を検討していきます。  | ウ          | 地域保健支援課 |
| 9    | 子育て支援医療費助成事業          | 少子化問題への対策及び子育て家庭の経済的負担の軽減という観点から、乳幼児・児童の健やかな育成を図り、次代を担う子どもたちを安心して産み育てることのできる環境づくりの推進に資するため、0歳から中学校卒業前までの子どもにかかる入院の医療費(保険診療一部負担金)を助成します。 | 支給資格登録率                                 | %     | 99.5             | 99.6             | A          | 99.5             | 0歳から中学校卒業前までの乳幼児・児童に対し、医療費の一部負担金の助成を行いました。また、登録申請漏れを少なくするよう、機会を捉えて制度案内を実施しました。結果として令和4年度の達成率は99.6%となり、目標である99.5%を超えたため、A評価としました。   | 無                  | -  | -  | 医療費助成額が毎年度増加する傾向にあることが課題として挙げられます。解決策として、ジェネリック医薬品使用率の向上など、医療費適正化に向けた啓発を実施していきます。  | 0歳から中学校卒業前までの乳幼児・児童に対し、医療費の一部負担金等の助成を行います。併せて登録申請漏れを少なくするよう、機会を捉えて制度案内を実施していくとともに、医療費適正化に向けた啓発を実施していきます。                                  | ウ          | 子育て支援課  |
| 10   | 育児相談事業                | 子どもの発育・発達を促し、保護者の不安の軽減を図るため、適切な保健指導を行います。   | 事業の実施                                   | —     | 実施               | 実施               | A          | 実施               | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じながら、各区の実情や利用者の利便性に合わせて実施しました。また、電話やオンラインによる相談、個別面接での育児相談も実施しましたので、A評価としました。  | 有                  | 「新型コロナウイルス感染症等対策業務継続計画」の準備に伴い、事業を中止することがありました。   | 電話やオンライン、個別面接で育児相談を実施し、保護者の不安軽減を図りました。   | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じて実施方法を見直しして事業を継続してきました。課題としては、5類感染症へ移行したことにより、再度、見直しが求められています。解決策として、各区の実情に応じて事業計画を見直し、事業を実施していきます。また、随時電話相談、オンライン相談、個別面接での育児相談を継続します。 | 今後も継続して、各区の実情に合わせて実施していきます。   | ウ          | 地域保健支援課 |
| 11   | 子育てに関する教室事業           | 子育てに関する教室を実施し、育児に関する情報や親同士が交流する場を提供することで、育児不安の軽減を図るとともに、乳幼児の健やかな発育発達を支援します。   | 育児学級参加時の理解度                             | %     | 85               | 98               | A          | 87               | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じながら、開催しました。感染状況に応じて中止しましたが、必要に応じて個別での相談対応等を行いました。<br>開催した事業後アンケートでは、内容について「理解できた」「やや理解できた」と回答を得られた割合が目標値を超えたため、A評価としました。   | 有                  | 感染状況により、教室を中止したり、実施方法の変更、定員数縮小の対策を講じました。         | 感染拡大状況と各区の実情に応じて、オンライン開催等実施方法の変更や、開催時間の短縮、1回定員の縮小など、各区感染予防対策を講じながら実施しました。中止期間中は、必要に応じて個別での相談対応等を行いました。 | 課題としては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことにより、再度実施方法、内容の見直しと充実が求められています。解決策として、各区の実情に合わせて随時見直しを行い、内容を充実させていきます。  | 感染拡大防止対策を講じながら、各区の実情に合わせて随時見直しを行い、内容を充実させていきます。   | ウ          | 地域保健支援課 |

【様式2】 その他事業

R4年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満

R5年度以降の方向性 A=廃止 I=縮小 U=継続 E=拡大 O=終了

| 事業番号 | 事業名             | 事業概要   | 指標                    | 単位     | 目標値          | 実績           |         | 今年度目標        | R4年度評価・事業実施内容・成果   | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等 |  |  | 課題及び解決策  | R5年度の事業展開   | R5年度以降の方向性 | 所管         |
|------|-----------------|--|-----------------------|--------|--------------|--------------|---------|--------------|--|--------------------|--|--|--|---|------------|------------|
|      |                 |  |                       |        | R4           | R4達成値        | R4年度別評価 | R5           |  | 事業への影響有無           | 影響の内容(有の場合)                                    | 対応状況   |  |   |            |            |
| 12   | 母子訪問指導事業        | 妊婦や乳幼児の保護者の育児不安の軽減や健康増進及び乳幼児の発育発達を促すため、また虐待予防を視野に入れ、保健師等が訪問し相談・支援を行います。  | ①母子訪問延人数<br>②未熟児訪問実施率 | 件<br>% | 11,500<br>85 | 11,326<br>81 | A<br>A  | 11,500<br>85 | 新生児訪問による支援が増えている中、長期入院となるケースについては、訪問に限らず面接や電話、さらには里帰り先に訪問を依頼する等、状況に応じ臨機応変な対応に努めました。新型コロナウイルスの感染を恐れて、外出を控え保健センターへの来所でも希望しない保護者もいました。面接・訪問どちらも希望しない場合は、保護者への電話や関係機関への安否確認等に対応しました。しかし、保育施設の登園自粛や支援センター等の公的な場の利用制限は継続しており、保護者や子どもの様子が把握しにくい状況でした。このため虐待リスクが高いケースにおいては、より一層関係機関への安否確認等に努め、特に注意して対応しました。令和4年度母子訪問延べ件数は11,326人、未熟児訪問実施率は81.4%の実績であったため、A評価と判断しました。 | 有                  | 感染を恐れ、訪問を希望しない、または延期を希望する保護者がいました。             | 訪問を希望しない対象者にはそれに代わる方法として面接や電話相談に対応しました。また虐待発生リスクが高まることを視野に入れ、必要に応じて、関係機関に連絡をし、育児状況の把握や安否確認を実施しました。 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家庭環境の把握が難しい状況でした。令和5年度も保護者の認識に影響を与えると予測されます。また、特定妊婦等の虐待予防を観点とする訪問件数も増えているため、引き続き、関係機関と連携を強化し、支援を行います。   | 令和5年度中に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されましたが、引き続き、感染拡大防止対策を講じながら、家庭訪問に限らず面接や電話相談等で状況に応じた支援を実施します。また、虐待発生の予防や早期介入のために関係機関と連携を強化し、各家庭への有効な支援に努めます。  | ウ          | 地域保健支援課    |
| 13   | 思春期保健事業         | 心身ともに成長が著しく、人格形成にとって重要な時期である思春期において、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう命の大切さや性に関する正しい知識の普及、情報提供を行い、自ら考える機会を設けることで、自尊心を高めるとともに、自己決定する力を高めることを目的とし実施します。  | 事業の実施                 | —      | 実施           | 実施           | A       | 実施           | 令和4年度は、思春期保健教室について、小学校での教室を11校、中学校での教室を9校(うち1校は中高一貫校)実施し、3,151人を対象に、命の大切さや性に関する正しい知識の普及、情報提供を行ったためA評価としました。思春期保健情報交換会については、対面での会議を実施し、養護教諭・助産師・保健師等33名参加いたしました。  | 無                  | —  | —  | 思春期保健教室は令和4年度20校実施しました。令和5年度は35校で実施予定ですが、市内小・中・高校等の一部での実施しかできていません。今後の思春期保健教育の在り方について、教育部門との連携や協力をしながら、検討していく必要があります。  | 令和5年度は35校で思春期保健教室を実施、思春期保健に関する連携会議として情報交換会を1回実施する予定です。情報交換会につきましては、養護教諭に限らず教育に関係者へ幅広く周知していく予定です。学校の日常の中で実施できる思春期年代への性に関する対応について等情報交換予定です。   | ウ          | 地域保健支援課    |
| 16   | 認定こども園の普及       | 幼稚園が多い本市の特徴に鑑み、既存幼稚園の受入枠を活用しつつ保育の受け皿を拡大するため、既存幼稚園の幼保連携型認定こども園や幼稚園型認定こども園への移行を促し、認定こども園の普及を図ります。  | 認定こども園の2号認定・3号認定の定員数  | 人      | 831          | 960          | A       | 951          | 令和4年度末時点で960人分の定員を確保し、確保方策を上回った提供体制を確保したことから、A評価としました。令和5年度の定員増に向けて、認定こども園の施設整備を行う学校法人に対する補助及び支援を実施しました。   | 無                  | —  | —  | 令和5年4月1日時点の待機児童数は昨年度に引き続き0人となったものの、認可保育施設を利用できなかった利用保留児童数は相当数あり、そのうち約95%が0～2歳児となっています。3～5歳児の保育の受け皿は充足しつつあると考えられるため、今後は、既存幼稚園の認定こども園の移行等により、不足する0～2歳児の提供体制を確保しながら、保育の受け皿の拡充を図っていきます。              | 既存幼稚園からの移行により、保育需要の高い地域における提供体制の確保を図り、認定こども園の普及を進めます。   | ウ          | のびのび安心子育て課 |
| 17   | 保幼小連携推進事業       | さいたま市幼児教育推進協議会の専門部会として、市内の私立幼稚園・保育所等と小学校の関係職員による保幼小連携期カリキュラム策定部会を設置し、推進協議会から示された事柄等について、現状や課題、具体的な解決策等を明らかにし、幼児教育アドバイザーを派遣するなどして幼稚園・保育所等と小学校との連携を一層推進するとともに、幼児教育・保育の質の向上を図ります。 | アプローチカリキュラムを作成している園数  | 園      | 70           | 118          | A       | 80           | 幼児教育と小学校教育の連携及び接続に関することについて、幼児教育アドバイザーを幼稚園・保育所等に派遣しました。小学校等にも幼児教育アドバイザーを派遣できる体制をつくり、さいたま市教育委員会等が開催する保育者と小学校教諭等が情報交換を行う研修会にアドバイザーを派遣しています。また、さいたま市幼児教育推進協議会の専門部会で作成した「さいたま市保幼小連携期カリキュラム作成の手引き」に基づいて保育者資質向上研修を実施したり、保育者スキルアップWeb講座を配信したりすることで、カリキュラム作成の必要性を周知しました。令和4年度は、指標とするアプローチカリキュラムを作成している園が118園となり、目標値を上回ったことから、A評価としました。                               | 無                  | —  | —  | 文部科学省が「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)」を策定するなど、幼稚園・保育所等と小学校との円滑な接続が今まで以上に求められています。そのため、さいたま市教育委員会等と連携し、保育者と小学校教諭等が情報交換をする場を設定したり、小学校教諭等に対して幼児教育・保育に関する情報提供を行ったこと、幼稚園・保育所等と小学校等との円滑な接続につなげていきます。      | 幼児教育と小学校教育の連携及び接続に関することについて、幼児教育アドバイザーの幼稚園・保育所等への派遣を推進します。さいたま市教育委員会が開催する「教育課程説明会及び研究協議会」において、幼児教育・保育と小学校の接続に関連した情報提供を行います。   | ウ          | 幼児・放課後児童課  |
| 18   | 公開保育研究推進事業      | 私立幼稚園や保育所等で公開保育研修会を開催し、幼稚園・保育所等の保育者が保育を学び合い、幼稚園・保育所等と小学校の交流を深めることにより、相互理解と資質の向上を図ります。  | 事業の実施                 | —      | 実施           | 実施           | A       | 実施           | 公開保育研究推進事業について、公開保育研修会を10園で実施したため、A評価としました。  | 有                  | 一部の園(2園)で実施を中止しました。                            | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、園と協議し、中止の判断をしました。  | 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応を取りながら、いかに他園の参観者や小学校からの参観者を受けた公開保育研修会を実施していくかが課題です。その時々の感染状況に応じて、他園からの参観者に人数制限を設けたり、公開クラスを限定するなどの対応を公開園と相談しながら決定し、実施していきます。   | 12園で公開保育研修会を実施します。実施に際しては、公開園と確認を取り、他園の保育者や小学校教諭等の参観者も交えて実施してまいります。また、公開保育の取組を速報版としていち早く市内の園に周知したり、公開保育実施園の活動と講師の先生の助言等をまとめた「公開保育研修会実施報告書」を作成し、市内の幼稚園・保育所、小学校等に配付したりすることで、保育者の資質向上や保幼小連携の充実に努めます。 | ウ          | 幼児・放課後児童課  |
| 19   | 保育者小学校等体験研修事業   | 幼稚園・保育所等の保育者が、小学校や特別支援学校の授業を参観・体験し、小学校等の教員と交流を深めることにより、相互理解と資質向上を図ります。   | 事業の実施                 | —      | 実施           | 実施           | A       | 実施           | 令和4年度の保育者小学校等体験研修事業の実施状況は、各幼稚園・保育所等から合計で180園、201人の保育者が2日間の体験研修を行うことができました。昨年度より27園、38人増加しました。よって、評価をAとしました。  | 無                  | —  | —  | 研修実施後の活用について、保育者の約70%が保育・教育計画の立案に生かすとしている一方、小学校教諭は、約10%しか指導計画の立案に生かすしていないため、今後の活用意識に差が見られます。そのため、本事業を指導計画作成時に活用されるよう説明会でも周知し、受け入れ側の小学校等の理解を得られるよう、担当課と幼稚園・保育所等と小学校等が互いに連携を図りながら事業を推進していく必要があります。 | 令和4年度と同様に研修を希望した保育者たちが計画通り研修を実施できるよう事業展開を図ってまいります。また、情報交換をする時間を確保することを依頼し、保幼小の連携強化に努めます。  | ウ          | 幼児・放課後児童課  |
| 20   | 幼稚園・保育所等と小学校の連携 | 小学校教諭が、保育所保育士や幼稚園教諭と情報交換や保育参観をすることにより、保育所・幼稚園の教育内容について理解を深め、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図ります。  | 夏季保育参観研修に参加した学校数      | 校      | 104          | 92           | B       | 104          | 「保幼小連携のための保育参観研修」について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、実施予定の小学校104校のうち、12校が中止となったため、B評価としました。   | 無                  | 感染症拡大の影響から、「保幼小連携のための保育参観研修」について、12校が中止となりました。 | 中止となった対象者には代替研修を行いました。各小学校が実施する保幼小連携協議会を通して、保育所・幼稚園等の教育内容について理解を深めることができました。                       | 私立幼稚園協会、私立保育園協会、公立保育園と連携し、協力いただける園を確保していきます。   | さいたま市立小学校全校から、各校1名以上の教員が参加する「保幼小連携のための保育参観研修」を実施します。  | ウ          | 指導1課       |

【様式2】 その他事業

R4年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満

R5年度以降の方向性 ア=廃止 イ=縮小 ウ=継続 エ=拡大 オ=終了

| 事業番号 | 事業名                    | 事業概要   | 指標   | 単位 | 目標値   | 実績    |         | 今年度目標 | R4年度評価・事業実施内容・成果  | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等 |             |      | 課題及び解決策  | R5年度の事業展開   | R5年度以降の方向性 | 所管          |
|------|------------------------|--|--|----|-------|-------|---------|-------|---|--------------------|-------------|------|--|---|------------|-------------|
|      |                        |  |  |    | R4    | R4達成値 | R4年度別評価 | R5    |   | 事業への影響有無           | 影響の内容(有の場合) | 対応状況 |  |   |            |             |
| 21   | 保幼小連携教育研修会             | 保育園・幼稚園から小学校への保育・教育の円滑な接続を目指して、連携の趣旨についての理解を深め、関係各園、学校の情報交換を通して保幼小連携を充実させる意識を高める。                                    | 参加人数                                       | 人  | 230   | 194   | B       | 230   | 令和4年度保幼小連携教育研修会は、令和4年7月1日に開催し、参加者数が194名であったため、B評価としました。   | 無                  | -           | -    | 令和3年度の状況と比較し、参加人数が減少してしまいました。当日に関係保幼小による協議が確実に行われることで研修会がより意味のあるものとなります。当日参加者を確保できるよう、関係各課と連携を取り、開催を周知してまいります。 | 令和4年度同様、講義をオンラインで事前に視聴した上で、研修会当日は集合してグループ協議を行う形式で実施します。実施に当たっては、関係各課と連携を取り、開催を周知してまいります。        | ウ          | 教育研究所       |
| 22   | 「子育て支援型幼稚園」認定制度の創設・普及  | 年間を通じて長時間の預かり保育を実施する私立幼稚園を「子育て支援型幼稚園」として認定します。<br>また、認定園に通う保育が必要な園児の利用料を軽減します。<br>さらに、多様な保育の受け皿確保のため、子育て支援枠の増加を図ります。 | 子育て支援枠の人数(翌年4月1日時点)                        | 人  | 1,772 | 1,886 | A       | 1,901 | 子育て支援枠の人数については、新たに子育て支援型幼稚園を2園認定したこと、また、既認定園が利用者の増加等への対応として子育て支援枠の人数を増やしたことにより、目標値を上回る1,886人分を確保することができたため、A評価としました。<br>また、令和3年度において目標値を大きく上回る子育て支援枠の確保を達成したため、総合振興計画実施計画における目標修正と合わせて目標指標及び令和4年度以降の目標値を修正しました。 | 無                  | -           | -    | 幼稚園への就園を希望する保育が必要な幼児の保護者のニーズに応えられるよう、更なる子育て支援枠の確保が必要です。  | 子育て支援型幼稚園の新規認定園の拡大等を通じて、子育て支援枠の人数の拡大を図っていきます。   | ウ          | 幼児・放課後児童課   |
| 23   | 保育人材確保対策の強化            | 保育士の処遇改善などの就業継続支援を図るとともに、新たな保育人材の確保対策を強化することで、安定的な施設運営を行います。   | 保育需要を踏まえた認可保育所等の保育士数                       | 人  | 6,468 | 6,717 | A       | 6,661 | 保育需要を踏まえた認可保育所等の保育士数について、令和4年4月1日現在における保育士数が6,717人となり、目標数6,468人に対し100%以上を達成しているため、A評価としました。   | 無                  | -           | -    | 認可保育所等の整備を予定している中、また保育士確保において年々都市間競争の激しさが増す中で、保育士確保における本市の優位性を高め、より効果的に事業を展開する必要があります。                         | 今後更なる保育需要の増加が見込まれることから、認可保育所等の整備とともに、その運営を担う保育士の確保も厳しさが予想されるため、国の動向を注視しながら、保育士確保策をより一層強化していきます。 | エ          | 保育課、保育施設支援課 |
|      |                        |  | 保育需要を踏まえた認可外保育施設の保育士数                      | —  | 確保    | 確保    | A       | 確保    |   |                    |             |      |  |   |            |             |
| 24   | 保育施設等への指導監督の実施         | 安心・安全な保育環境の確保や保育の質の向上を図るため、保育施設等に対し、立入調査等により指導監督を実施します。  | 認可外保育施設については立入調査に基づき文書指導を行った施設の割合          | %  | 16    | 18.9  | A       | 15    | (認可外)立入調査を148施設で実施しました。うち文書指導としたのは28施設であり、文書指導となった施設の割合は18.9%となったため、A評価としました。   | 有                  | -           | -    | 指導となる可能性の高い施設への指導監督を適切に行い、保育の質の向上を図ることで、今後の文書指導率、指摘率を低減していきます。   | 保育の質の向上を図るため、事業を継続していきます。   | ウ          | 保育施設支援課     |
|      |                        |  | 認可保育所等については立入調査に基づき指摘を行った施設の割合             | %  | 29    | 30.9  | A       | 28    | (認可)調査を431施設で実施しました。うち指摘としたのは133施設であり、指摘となった施設の割合は30.9%となったため、A評価としました。   |                    |             |      |  |   |            |             |
| 37   | 多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営 | 「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、多様な事業者(株式会社、NPO法人など)の能力を活用した施設の設置や運営を促進します。                 | 社会福祉法人以外の法人の参入を促進                          | —  | 実施    | 実施    | A       | 実施    | 令和4年度に整備を行った保育施設20施設(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所)の運営主体は、社会福祉法人が8か所、株式・有限会社7か所、学校法人が3か所、NPO法人が1か所、個人が1か所となり、社会福祉法人以外の事業者の参入が進んでいるため、A評価としました。  | 無                  | -           | -    | 認可保育施設の整備事業にあたっては法人種別による制限を行わないものの、保育の質や事業の持続性を確保するため、財政状況や保育事業の運営実績に基づく適切な審査を実施する必要があります。                     | 多様な事業者の能力を活用した施設整備に向けて、普及啓発に取り組みます。   | ウ          | のびのび安心子育て課  |
| 39   | 父親の子育て参加の促進            | 父親の子育て意欲の向上や子育て参加の促進を図るために、単独型子育て支援センター等での父親向け講座、イベント等を開催するとともに、周知・啓発を行います。<br>また、実施内容の向上を図り、講座・イベント等の参加機会を増やします。    | 父親向け講座等の参加者のうち、今後は積極的に子育てに参加したいと回答した参加者の割合 | %  | 91    | 97    | A       | 93    | パパサンデー等でのアンケートの結果、今後積極的に子育てに参加したいと回答した割合が97%となり、目標値を達成したため、A評価としました。  | 有                  | -           | -    | 引き続き、来室できない市民への対応として、オンラインアプリを活用した講座やイベントを行い、参加者の満足度を高める方策を検討します。  | 令和5年度においても動画配信やオンラインアプリを活用したイベントを実施し、参加者を増やしつつ、参加者の満足度向上につながる取り組みを行います。                         | ウ          | 子育て支援課      |

【様式2】 その他事業

R4年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満

R5年度以降の方向性 A=廃止 イ=縮小 ウ=継続 エ=拡大 オ=終了

| 事業番号 | 事業名                 | 事業概要   | 指標   | 単位 | 目標値       | 実績      |         | 今年度目標     | R4年度評価・事業実施内容・成果   | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等 |  |  | 課題及び解決策  | R5年度の事業展開   | R5年度以降の方向性 | 所管             |
|------|---------------------|--|--|----|-----------|---------|---------|-----------|--|--------------------|--|--|--|---|------------|----------------|
|      |                     |  |  |    | R4        | R4達成値   | R4年度別評価 | R5        |  | 事業への影響有無           | 影響の内容(有の場合)  | 対応状況   |  |   |            |                |
| 40   | 祖父母世代による地域の子育て活動の促進 | 祖父母世代の地域における子育て活動への参加促進を図るため、現在の子育て事情やさまざまな世代の価値観を知るきっかけとなる冊子の作成や単独型子育て支援センター等での講座を開催します。  | 孫育て講座参加者のうち、今後は積極的に地域の子育てに参加したいと回答した参加者の割合 | %  | 84        | 73      | B       | 87        | 孫育て講座でのアンケートの結果、今後は積極的に地域の子育てに参加したいと回答した参加者の割合が73%となったためB評価としました。  | 有                  | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加人数を制限した上での実施となり、例年より参加人数が減少しました。 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、会場での参加人数を制限し、講座を実施しました。また、会場での受講の他、オンラインアプリを活用したりリモート受講を行いました。                      | 引き続き、講座に参加できない市民への対応としてオンラインアプリなどの活用を行い参加者を増やします。  | 講座を実施するにあたり、会場での実施の他、オンラインアプリなどの活用も併用して行い、参加者を増やしつつ、講座内容の充実を図り、満足度向上につながる取り組みを行います。   | ウ          | 子育て支援課         |
| 41   | インクルーシブ子育て支援の実施     | 保育施設等の子育て支援に携わるスタッフを対象に、プログラムとツール(教材)の作成、研修会の開催、実践のフォローアップを行うことで、養育者が抱く子ども達の発達・発育上の「心配事」や子ども自身の「困り感」に対応できるような地域の子育て支援力の向上を目指します。   | インクルパートナー養成数                               | 人  | 70        | 129     | A       | 70        | 令和4年度は保育施設等の子育て支援に携わる職員を対象にインクルパートナー養成研修を実施しました。オンラインと動画(オンデマンド配信)による基礎研修と研修参加者の所属する施設等に訪問する実践研修を行い、129名のインクルパートナーを養成したため、A評価としました。  | 有                  | インクルパートナー養成研修の実施方法を変更しました。                             | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、基礎研修(座学)を対面からオンラインと動画(オンデマンド配信)にて実施しました。   | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を考慮し、オンラインと動画(オンデマンド配信)で行いましたが、参加者から対面での研修希望のご意見がありました。                                      | 令和5年度は、インクルパートナー養成研修の座学部分を対面と動画(オンデマンド配信)にて実施します。また、対象に幼稚園を含めて実施します。  | ウ          | 子ども家庭総合センター総務課 |
| 42   | 子ども家庭総合センター管理運営事業   | 子ども家庭をとりまく課題に総合的に取り組み、子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援するため、さいたま市子ども家庭総合センターを管理・運営します。  | 事業の実施                                      | —  | 実施        | 実施      | A       | 実施        | 新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、市民コンタクトスクエアや冒険はらっぱの運営を行いました(市民コンタクトスクエアは指定管理による運営。冒険はらっぱは業務委託による運営)。部局を越えた連携を図るため、子ども家庭総合センター内の各所属長が委員となる代表者会議や、ケースに対して各所属から対応案を検討する実務者調整会議を開催しました。施設の点検、修繕等の維持管理業務をとおり、各所属が対市民の業務に支障なく取り組める環境を整備しました。以上のことから、A評価としました。 | 有                  | 市民利用施設部分や、市民の相談対応業務において、感染防止対策が必要になりました。               | 市民利用施設部分については、さいたま市新型コロナウイルス危機対策本部員会議等の指示に基づき、入館時の消毒・検温等の対応を行いました。市民への相談対応については、全ての相談室にアクリルボードの設置を行いました。 | 新型コロナウイルス感染症が感染法上の5類感染症に位置付けられたことに伴い、入場規制等を緩和する中、館内の混雑が予想されることから、来館者の安全面の一層の配慮や丁寧な対応を徹底します。                    | 引き続き適切な管理運営を実施します。  | ウ          | 子ども家庭総合センター総務課 |
| 45   | 保育コーディネーター          | 各区役所支援課に保育現場に長年携わった公立保育園長経験者である保育コーディネーターを配置し、保育施設等に通われているお子さんの保護者や保育施設等に対する相談支援を行い、地域における保育施設の質の向上を図ります。また、必要に応じて保育施設等に中立的な立場から専門的な助言を行い、お子さんが安心して保育所等に通えるよう利用者支援を行います。 | 保育コーディネーターの人数                              | 人  | 10        | 10      | A       | 10        | 目標値である全区(10区)で配置を維持していることからA評価としました。   | 有                  | 保育施設への訪問相談が困難。   | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、保育施設への直接訪問の実施が困難な状況でしたが、必要に応じて電話等での相談を行いました。  | 効果的・専門的な助言を行えるようコーディネーター間での情報共有・連携が必要となります。引き続き各区のコーディネーターの連携強化に努めていきます。                                       | 保育コーディネーターの全区での配置を維持し相談支援を継続することで、保育の質の向上に取り組めます。   | ウ          | 保育課            |
| 47   | なんでも子ども・若者相談窓口の実施   | 子ども家庭総合センターに総合的な窓口を設置し、相談者の思いや悩みをワンストップで受け止め、相談に訪れた市民に対し適切な情報提供を行うとともに、専門相談機関をはじめとした関係機関へのコーディネートを行います。  | なんでも子ども相談窓口利用者アンケートで親身に相談に乗ってくれたと回答した人の割合  | %  | 90        | 97.7    | A       | 90        | 令和4年度は「なんでも子ども相談窓口」にて窓口相談を実施した対象者1,488人のうち、217人(14.6%)から回答を得ました。そのうち「親身に相談に乗ってくれたか」という質問に対し、「とても感心する」(199人)、「まあ感心する」(13人)と回答をした人の割合は97.7%と、目標値である90%以上を達成できたためA評価としました。  | 有                  | 市民の相談対応業務において、感染防止対策が必要になりました。                         | 相談窓口において、パーテーションの設置や、机・椅子の消毒等の感染防止対策を行いました。  | 窓口利用者のうち親身に相談に乗ってくれたと回答した割合については達成しているものの、アンケート回収率が来所者に対して14.6%となっており、アンケート内容や周知方法、回収方法を再検討し、回収率を上げる取り組みを行います。 | アンケート実施内容について再検討し、回収率を上げることでより多くの市民の方の意見を集約し、身近で安心して相談できる窓口となるよう事業を進めていきます。   | ウ          | 子ども家庭総合センター総務課 |
| 48   | さいたま子育てWEB事業        | 子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していくことを目的として、子育てに関する制度をはじめ、地域活動情報、育児サークル、イベントなどの様々な情報の提供や、メールによる育児相談、市民からの書き込み掲示板などの利用者参加型のメニューを組み込んだWebサイトを構築、運営します。                                | アクセス件数                                     | 件  | 1,240,000 | 111,699 | C       | 1,245,000 | 子育てに関する制度をはじめ、地域活動情報、育児サークル、イベントなどの様々な情報の提供や、メールによる育児相談、市民からの書き込み掲示板などの利用者参加型のメニューを組み込んだWebサイトを管理・運営し、アクセス件数が111,699件だったため、C評価としました。   | 有                  | 外出自粛による施設検索機能へのアクセス数減少が想定されました。                        | コロナ禍での子育てを乗り切る情報など、子育て情報を提供しました。   | 市民が必要とする情報を提供できるよう子育てWEBの充実を図り、子育て応援ブックへの掲載等により認知度向上に努めます。   | 引き続き、子育てに関する制度をはじめ、地域活動情報、育児サークル、イベントなどの様々な情報の提供や、メールによる育児相談、市民からの書き込み掲示板などの利用者参加型のメニューを組み込んだウェブサイトの管理・運営を行います。また、新たに市ホームページのサブサイトとして、さいたま子育てWEBの再構築を予定しているため、滞りなく再構築を行います。 | ウ          | 子育て支援課         |
| 49   | 子育て支援ネットワーク事業       | 様々な情報や支援策を保護者や子どもたちが効果的・効率的に活用できる環境整備、家庭や地域における育児力の向上とよりよい子育て・子育て環境の整備を進めるため、子育て支援ネットワーク会議を開催します。  | 会議の実施                                      | —  | 実施        | 実施      | A       | 実施        | 子育て支援ネットワーク会議について、新型コロナウイルス感染症対策のため、関係機関が一室に会する会議の開催は見送りましたが、資料送付方式による書面会議に変更し情報共有を図ることができたため、A評価としました。  | 有                  | 一室に会したネットワーク会議が実施できませんでした。                             | 資料送付による書面会議に変更し、開催しました。  | 庁内課所のみならず庁外関係機関も複数関与することから、会議形式で開催できない場合、書面開催で有意義な会議となるよう検討してまいります。  | 引き続き、会議開催方法を検討するとともに、ネットワーク会議を開催します。  | ウ          | 子育て支援課         |
| 50   | 子育て応援ブック            | 市内の子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していくことを目的として、市内の官民の子育て支援情報を集約し掲載した「子育て応援ブック」を発行します。また、「子育て応援ブック」から抜粋した子育て情報などを盛り込んだ「子育て応援ブック外国語版」を作成します。  | 発行部数                                       | 冊  | 59,000    | 50,000  | B       | 59,000    | 子育て中の方やこれから子育てをする方を対象に部数を精査し子育て応援ブックを50,000冊作成・発行し、子育て応援ブック外国語版の作成は行わず、在庫から市内公共施設で配布をしたため、B評価としました。また、子育て応援ブック外国語版は、さいたま子育てWEBの外国語対応を図ることで最新の情報を外国語でも発信できるようにすることを目的とし、令和3年度をもって配布を終了することとしました。  | 無                  | -  | -  | 子育て中及びこれから子育てをする方のために必要な情報を集約し、紙面の構成を検討するなどより分かりやすく利用しやすい情報の提供に努めます。   | 引き続き、子育てに関する情報を集約し、情報を提供します。  | ウ          | 子育て支援課         |
| 51   | あそび場ガイドブック          | 市内の子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していくことを目的として、地域の子育て関連施設・子育てサークル情報などを取りまとめた「あそび場ガイドブック」を作成します。   | 地域の子育て関連施設等の情報発信の実施                        | —  | 実施        | 実施      | A       | 実施        | 子育てWEBでの情報の探し方を記載したチラシを配布し、地域の子育て関連施設等の情報発信に努めたためA評価としました。子育てWEBへの情報集約に向けて令和3年度をもってあそび場ガイドブックの発行を終了したため、令和4年度以降の指標を「地域の子育て関連施設等の情報発信の実施」に修正しました。   | 無                  | -  | -  | あそび場ガイドブックに掲載している情報を子育てWEBに集約するとともに、チラシなどで情報の探し方を案内します。  | 引き続き、子育てWEBでの情報の探し方を記載したチラシを配布し、地域の子育て関連施設等の情報発信に努めます。  | ウ          | 子育て支援課         |

【様式2】 その他事業

R4年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満

R5年度以降の方向性 ア=廃止 イ=縮小 ウ=継続 エ=拡大 オ=終了

| 事業番号 | 事業名                        | 事業概要  | 指標                               | 単位 | 目標値    | 実績     |         | 今年度目標  | R4年度評価・事業実施内容・成果   | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等 |   |   | 課題及び解決策  | R5年度の事業展開  | R5年度以降の方向性 | 所管           |
|------|----------------------------|---|----------------------------------|----|--------|--------|---------|--------|--|--------------------|---|---|--|--|------------|--------------|
|      |                            |   |                                  |    | R4     | R4達成値  | R4年度別評価 | R5     |  | 事業への影響有無           | 影響の内容(有の場合)   | 対応状況  |  |  |            |              |
| 52   | ブックスタート事業                  | 赤ちゃんと保護者が絵本を通じて楽しいひと時をもち、親子の絆を深め「心の通い合う人間関係」を創造する一助とするため、各区に1か所設置している単独型子育て支援センターにおいて、開館時間中随時、絵本の配布を行います。   | ブックスタートバック引換件数                   | 冊  | 6,400  | 6,287  | A       | 6,300  | 目標冊数6,400冊に対し、引換冊数が6,287冊となったためA評価としました。   | 有                  | 前年度に比べ引換冊数及び引き換え率ともに増加したものの、依然として新型コロナウイルス感染症がまん延する前よりは低い状況にあるため、外出自粛などの影響によるものと考えられます。 | 絵本の引き換え会場である単独型子育て支援センターにおいて清掃や消毒などの感染症対策を徹底しながら、事業を継続しました。 | 本事業は、絵本の配布に加え、絵本の読み聞かせについての助言をするものであり、より多くの家庭に当事業に参加してもらうため、引き続き対象家庭に周知します。  | 単独型子育て支援センターでの絵本配布から、産婦・新生児訪問及び乳児全戸訪問事業にて配布するよう、配布方法を変更し、目標達成を目指します。         | ウ          | 子育て支援課       |
| 53-1 | 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業 | 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のため、市民・企業等に対し、仕事と生活の調和に関する情報・関係法令等の提供・啓発や、講座の開催、表彰制度の実施、入札制度における優遇措置等を行います。<br>【契約課】<br>入札制度において、企業における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に関する取組を評価します。   | 事業の実施                            | —  | 実施     | 実施     | A       | 実施     | 令和5・6年度建設工事競争入札参加資格審査の等級区分において、市内に本店を有する企業のうち、従業員100人以下の企業等で、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局に提出した場合、又は同法第15条の2の規定による認定を受けている場合や従業員101人以上の企業等で同法第13条又は第15条の2の規定による認定を受けている場合において、発注者別評価点として10点を加算しました。また、従業員100人以下の企業等で、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規定による届出を労働局へ提出した場合、又は同法第12条の規定による認定を受けている場合や従業員101人以上の企業等で、同法第9条又は第12条の規定による認定を受けている場合において、発注者別評価点として10点を加算しました。また、総合評価方式で入札する案件について、次世代育成支援対策推進法第12条第1項若しくは第4項に基づく一般事業主行動計画の届出がある、又は、同法第15条の2の規定による認定を受けている入札参加者に対し、評価点に2.0点を加算しました。以上のことから、A評価としました。 | 無                  | —   | —   | 評価項目の加点を見直す際に、他の子育て支援施策等で評価できるか検討しています。  | 引き続き、建設工事競争入札参加資格審査の発注者別評価点及び総合評価方式の評価点による加点を行います。                           | ウ          | 契約課          |
| 53-2 | 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業 | 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のため、市民・企業等に対し、仕事と生活の調和に関する情報・関係法令等の提供・啓発や、講座の開催、表彰制度の実施、入札制度における優遇措置等を行います。<br>【人権政策・男女共同参画課】<br>ワーク・ライフ・バランスなど、男女がともに働きやすい職場づくりに向けて、積極的に取り組んでいる事業者を「さいたま市男女共同参画推進事業者」として表彰します。また、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する講座を実施します。 | ワーク・ライフ・バランスの必要性を意識したと回答した受講者の割合 | %  | 90     | 92.7   | A       | 90     | 男女共同参画推進センターにおいて、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する出前講座を実施したほか、企業等を対象とした研修として、「さいたま市内企業等男女共同参画研修会」を新規に開催し、「企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組について」をテーマとしました。「さいたま市男女共同参画推進事業者」については、令和4年度の応募事業者はありませんでした。講座参加者アンケート(出前講座)において、ワーク・ライフ・バランスの必要性を意識したと回答した受講者の割合は92.7%であったことからA評価としました。   | 無                  | —   | —   | 事業を通して引き続き、ワーク・ライフ・バランスの促進のため、長時間労働の削減や労働生産性の向上など働き方改革を進めることや、男性の育児休業の取得促進、ライフスタイルに対応した多様な働き方の導入の重要性等について周知、啓発を行っていく必要があります。 | 「さいたま市男女共同参画推進事業者表彰」、「さいたま市内企業等男女共同参画研修会」、出前講座等を実施し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。    | ウ          | 人権政策・男女共同参画課 |
| 53-3 | 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業 | 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のため、市民・企業等に対し、仕事と生活の調和に関する情報・関係法令等の提供・啓発や、講座の開催、表彰制度の実施、入札制度における優遇措置等を行います。<br>【子育て支援政策課】<br>父親が子育てに参加するきっかけを作るため、妊娠・出産による母親の身体的・精神的変化や仕事と家庭の両立に関する各種支援制度等を掲載した父子手帖を作成し、配布します。  | 発行部数                             | 冊  | 15,000 | 15,000 | A       | 15,000 | ワーク・ライフ・バランスを推進するため、「父子手帖」を増刷し、母子健康手帳交付時及び市内公共施設等で配布したため、A評価としました。   | 無                  | —   | —   | ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、必要に応じて「父子手帖」の掲載内容を更新し、発行します。   | 引き続き「父子手帖」を母子健康手帳交付時及び市内公共施設等で配布し、ワーク・ライフ・バランスを推進します。                        | ウ          | 子育て支援課       |
| 53-4 | 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業 | 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のため、市民・企業等に対し、仕事と生活の調和に関する情報・関係法令等の提供・啓発や、講座の開催、認証・表彰制度の実施、入札制度における優遇措置等を行います。<br>【経済政策課】<br>中小企業等を対象にしたセミナー等を実施します。  | 事業の実施                            | —  | 実施     | 実施     | A       | 実施     | 中小企業等を対象としたセミナー等を実施することで仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進に寄与したためA評価としました。   | 無                  | —   | —   | 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を含むSDGsに取り組む事業者の更なる増加を図るため、セミナー等の開催や企業訪問を引き続き実施してまいります。  | 令和5年度も引き続きセミナー等の開催を通じて、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進を含んだSDGs経営を推進する事業者を支援します。    | ウ          | 経済政策課        |
| 53-5 | 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業 | 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のため、市民・企業等に対し、仕事と生活の調和に関する情報・関係法令等の提供・啓発や、講座の開催、表彰制度の実施、入札制度における優遇措置等を行います。<br>【労働政策課】<br>「働く人の支援講座」の中で、勤労者や、企業の労務担当者・管理職・経営者を対象に、ワーク・ライフ・バランスの推進に資する講座を実施します。  | 事業の実施                            | —  | 実施     | 実施     | A       | 実施     | 「働く人の支援講座」において、ワーク・ライフ・バランス推進に資する講座等を実施しましたので、A評価としました。  | 無                  | —   | —   | ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、勤労者個人の意識改革に加え、働き方や職場環境の改善に関する企業全体の理解が重要です。そのため、勤労者と企業の労務担当者・管理職・経営者に対し、それぞれの立場に合致した内容の講座を実施する必要があります。  | 令和5年度は、勤労者向けに、講義に加え個別相談を実施します。労務担当者・管理職・経営者向けに、対面での講義に加えオンラインによるライブ配信を実施します。 | ウ          | 労働政策課        |

【様式2】 その他事業

R4年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満

R5年度以降の方向性 A=廃止 I=縮小 U=継続 E=拡大 O=終了

| 事業番号 | 事業名                    | 事業概要  | 指標                        | 単位 | 目標値           | 実績            |         | 今年度目標         | R4年度評価・事業実施内容・成果  | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等 |  |   | 課題及び解決策   | R5年度の事業展開  | R5年度以降の方向性 | 所管         |
|------|------------------------|---|---------------------------|----|---------------|---------------|---------|---------------|---|--------------------|--|---|---|--|------------|------------|
|      |                        |   |                           |    | R4            | R4達成値         | R4年度別評価 | R5            |   | 事業への影響有無           | 影響の内容(有の場合)  | 対応状況  |   |  |            |            |
| 54   | 家庭児童相談事業               | 子どものしつけや生活習慣、学校生活、非行などに関する相談を相談員が受け付け、子育てに関する不安を解消します。  | 家庭児童相談員会議の実施回数            | 回  | 2             | 6             | A       | 2             | 家庭児童相談員を子ども家庭総合支援拠点の一人とし、子ども家庭総合支援拠点の担当者会議と家庭児童相談員会議を兼ねたことにより、家庭児童相談員の資質の向上と各区の情報共有を図る担当者会議を6回開催したため、A評価としました。  | 無                  | -  | -   | 相談内容が複雑化しており、専門性が高く多岐な対応を求められるため、関係機関と連携していく必要があり、子ども家庭総合支援拠点の一人として運営することで、家庭児童相談室の相談機能の充実を図ります。  | 各区に設置した子ども家庭総合支援拠点の一人として、家庭児童相談室の相談機能の充実を図ります。また、家庭児童相談員の資質の向上と各区の情報共有を目的に、子ども家庭総合支援拠点担当者会議(家庭児童相談員会議を兼ねる)を開催します。  | ウ          | 子ども家庭支援課   |
| 56   | 要保護児童対策地域協議会事業         | 虐待を受けた子どもをはじめとする、保護を要する子どもの情報交換や、支援を行うための協議を行う要保護児童対策地域協議会を充実させ、関係機関の連携強化を図り、虐待の早期発見、早期対応、地域でのケアを適切に行うとともに、家族再統合を円滑にするための体制を整えます。   | 代表者会議開催回数                 | 回  | 1             | 1             | A       | 1             | 代表者会議を開催し、庁内外の関係機関の代表者レベルでの情報共有や実態把握、活動状況の評価等を実施し、会議の目的が達成できたため、A評価としました。   | 無                  | -  | -   | 要保護児童対策地域協議会が設置されている市町村であっても、深刻なケースで連携の漏れが指摘される場合があり、責任をもって関係機関の対応を統括することが必要となります。このため、要保護児童対策調整機関が、個々のケースに応じて関係機関の対応を統括し、実効ある役割を果たすためには、児童の問題に通じた専門性を有する人材が求められます。   | 各機関の代表による代表者会議、区会議をはじめ、各機関のリーダークラスによる実務者会議を開催し、要保護児童の情報交換や見守り状況の点検を行うほか、リスクの高いケースなどについては、随時個別ケース検討会議を開き、支援方針や役割分担を決めながら虐待防止に向けた必要な対応を行います。また、各区の調整担当者を対象に、調整担当者研修を受講します。 | ウ          | 子ども家庭支援課   |
| 57   | 児童相談所における支援            | 増加する児童虐待相談等への迅速かつ適切な対応を確保するため、関係機関と連携を深め、専門性を高めるための職員の育成を行い、あらゆる児童相談に対応できる体制を推進します。   | アセスメント研修の回数               | 回  | 9             | 9             | A       | 9             | 職員の相談技術や虐待対応の専門性向上のため、当所が積極的に取り入れているケースワークの技法である、サイズオブサーフェイに基づいたアセスメント研修を年9回開催したため、A評価としました。  | 無                  | -  | -   | 複雑化する児童虐待に対応するため、専門性の高い職員の育成を行う必要があります。   | 職員の相談技術や虐待対応の専門性向上のため、当所が積極的に取り入れているケースワークの技法である、サイズオブサーフェイに基づいたアセスメント研修を年9回開催します。   | ウ          | 北部・南部児童相談所 |
| 58   | 虐待の発生予防・援助における職員の能力の向上 | 急増する児童虐待相談に対応するため、児童相談所の職員の専門性を強化するとともに、各区支援課等を交えた研修の充実を進めるほか、地域の主任児童委員等を対象にした研修を実施し、虐待予防の充実を図ります。  | 研修の実施回数                   | 回  | 16            | 15            | A       | 16            | 民生委員児童委員および主任児童委員に対し、児童相談所の地区担当職員との連携や民生委員と主任児童委員の役割・課題等についての座談会を各区年1回の合計10回開催しました。また、各区支援課、家庭児童相談員および保健センター職員を対象に児童相談所における虐待対応や連携についての研修を年5回開催しました。これにより、問題を抱えた家族が生活する、より身近な各関係機関との情報共有や連携を図りました。以上のことから、A評価としました。 | 有                  | 各区支援課、家庭児童相談員および保健センター職員を対象に児童相談所における虐待対応や連携についての研修において、予定していた一時保護所の見学を中止しました。 | 相談者にとって身近な存在である地域の機関との連携は重要であり、地域の機関が適切な対応ができるよう、専門的な研修を実施することにより、連携を強化します。 | 民生委員児童委員および主任児童委員に対し、児童相談所の地区担当職員との連携や民生委員と主任児童委員の役割・課題等についての座談会を各区年1回の合計10回開催します。また、各区支援課、家庭児童相談員および保健センター職員を対象に児童相談所における虐待対応や連携についての研修を年6回開催します。  | ウ  | 北部・南部児童相談所 |            |
| 59   | 児童虐待防止啓発事業             | オレンジリボンキャンペーンの実施などにより、虐待防止の啓発を図り、児童虐待のない社会づくりを推進します。  | 子ども虐待防止フォーラムのアンケートにおける満足度 | %  | 90            | 95.5          | A       | 90            | 子ども虐待防止フォーラムを開催し、アンケートの結果では「参考になった」ままあ参考になった」と回答した人の割合が95.5%だったため、A評価としました。   | 無                  | -  | -   | 児童虐待の第一発見者となる幼稚園、保育園、小・中学校等の子育て支援関係者が児童虐待への対応方法について理解を深める内容を引き続き検討していきます。   | 11月の児童虐待防止月間であるオレンジリボンキャンペーンの一環としてフォーラムを実施します。   | ウ          | 子ども家庭支援課   |
| 60   | 児童虐待発生予防事業             | 子育てに関する悩みを抱える母親同士が、ふれあい親子支援事業を通して安心して自分の気持ちを言葉で表現できる場を提供します。また、話し合いを通して不安や悩みを解決することが虐待の発生予防につながるよう支援を行います。  | 自分の気持ちを話せる母親の割合           | %  | 100           | 100           | A       | 100           | ふれあい親子支援事業への参加をしていた母親が自分の気持ちを言語化できた割合が100%であったため、A評価としました。事業終了後は、スタッフ間でミーティングを行い、今後の支援方針を随時検討しました。  | 無                  | -  | -   | 参加者が固定化し、グループとしての効果が薄れているため、参加人数が増えるように事業の啓発を行っていきます。   | ふれあい親子支援事業の周知方法を工夫するとともに、参加しやすい環境を整えていきます。   | ウ          | 地域保健支援課    |
| 62   | 24時間・365日体制強化事業        | 児童虐待の早期発見と早期対応を強化するとともに、48時間以内の児童の安全確認を実施していくため、24時間児童虐待通告電話による夜間休日を開かずいつでも通告・相談に応じる体制の充実強化を図ります  | 研修会の実施回数                  | 回  | 3             | 3             | A       | 3             | 電話相談員に対し、相談技術や虐待対応の専門性向上のための研修を、実践的な内容で、年3回実施したため、A評価としました。   | 有                  | 対面での研修実施が感染リスクを高める可能性があります。  | 研修会は電話相談員の健康状態や感染リスクに配慮し、対面及びリモートのハイブリッドでの開催としました。どちらを選ぶかは電話相談員の任意としました。    | 電話相談業務は高度な専門性を必要とすることから、今後も、研修内容を工夫し、実施します。   | 電話相談員のニーズに対応し、相談技術や虐待対応の専門性向上のための研修を年3回実施します。  | ウ          | 北部・南部児童相談所 |
| 63   | 里親制度                   | 里親の登録数を増やすために、里親公開講座等を継続的に企画・実施し、里親委託を推進します。また、里親研修会等を実施し里親の資質の向上を図るとともに、里親等委託調整員の配置や里親支援機関との連携を強化する等、里親の支援を図ります。   | 里親等への委託率                  | %  | 49.47         | 45.41         | A       | 51.58         | 集客施設でイベント「里親応援の集い」を開催するなど、里親制度普及啓発活動を行ったことで市民に制度を周知した結果、新規登録里親数が19組増加しました。また、里親サロン、里親派遣支援、里親支援専門相談員との連携、新規登録里親及び未委託里親向けの研修を実施するなど里親支援の充実を図りました。その結果、目標値である里親への委託率49.47%に対し45.41%の結果であったため、A評価としました。                 | 有                  | 児童を受託していない里親が児童とふれあい社会的養護の理解を深める機会である児童福祉施設でのボランティア等を行うことができませんでした。            | 児童を受託していない里親向けの研修を開催し児童を受託するための知識を身につける機会を提供しました。                           | 児童虐待が増加する中、保護を要する児童に対しては、社会的養護体制において、より家庭的な環境で養育関係の形成を図ることができる里親への委託を推進することが重要となるため、里親登録数の増加が求められます。また、里親等の制度に対する社会的理解や関係機関の共通認識、里親等に対する支援が不十分であることなどにより、里親等への委託が十分に活用されているとはいえない状況にあるため、里親に対する支援体制を充実させることが必要となっております。 | 集客施設等での普及啓発イベントの開催など里親制度のPR等の周知方法を見直し、より効果的な普及啓発活動を行うことで里親登録数の増加を図ります。また、里親サロン、里親派遣支援、里親支援ボランティア、里親支援専門相談員との連携に加え、新たな関係機関との連携を図り里親支援を強化するなど、里子との関係不調を起さない体制を構築していきます。    | ウ          | 北部・南部児童相談所 |
| 64   | 社会的養育推進事業              | 埼玉県社会的養育推進計画に基づき、家庭における養育が困難な児童等を、家庭的な環境で養育、自立支援するため、里親等委託の推進に取り組み、家庭的養育等の充実を図ります。また、児童養護施設等において、本市の地域性を踏まえ、児童のニーズや施設状況に応じて小規模かつ地域分散化を促進し、里親支援専門相談員の配置による家庭養育の推進など、ニーズに合った多機能化を支援します。 | 施設の小規模化・地域分散化等の促進         | —  | 小規模化・地域分散化の促進 | 小規模化・地域分散化の促進 | A       | 小規模化・地域分散化の促進 | 施設の小規模化・地域分散化等の促進において、事業開始希望者に相談対応の支援を行うこと等により、定員9名の自立援助ホーム1事業所が開設に至り、家庭的な環境での養育を行える場を増やすことができたのでA評価としました。  | 無                  | -  | -   | 児童養護施設等において、個々の子どものニーズに応じた丁寧なケアを提供できるよう、児童養護施設本体の小規模化を検討するとともに、自立援助ホーム等と相談や実地調査等を通して連携を図りながら、社会的養護の充実に向けて引き続き検討を進めていきます。  | 平成28年の児童福祉法改正により、家庭的養育優先原則が定義づけられました。施設から里親等への養育転換が求められ、施設の小規模化・地域分散化・多機能化を推進していく方向となったため、今後は施設の小規模化・地域分散化・多機能化に向け、施設と調整を図っていきます。  | ウ          | 子ども家庭支援課   |

【様式2】 その他事業

R4年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満

R5年度以降の方向性 A=廃止 I=縮小 U=継続 E=拡大 O=終了

| 事業番号 | 事業名                  | 事業概要   | 指標                          | 単位     | 目標値      | 実績       |         | 今年度目標    | R4年度評価・事業実施内容・成果  | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等 |                                      |                                       | 課題及び解決策   | R5年度の事業展開  | R5年度以降の方向性 | 所管                           |
|------|----------------------|--|-----------------------------|--------|----------|----------|---------|----------|---|--------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|---|--|------------|------------------------------|
|      |                      |  |                             |        | R4       | R4達成値    | R4年度別評価 | R5       |   | 事業への影響有無           | 影響の内容(有の場合)                          | 対応状況                                  |   |  |            |                              |
| 65   | 母子生活支援施設事業           | 18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母親が、生活上の問題のため子どもの養育が十分にできない場合に、母子生活支援施設において母子の生活を支援します。また、入所者が自立し退所できるように支援体制を強化するとともに、すべての母子家庭の方が安心・安定した環境で子育てができるよう支援します。   | 事業の実施                       | —      | 実施       | 実施       | A       | 実施       | 母子生活支援施設に入所している母子に、半年毎に自立支援面談を行い、母子の意見・意向に沿った目標を設定の上、策定した自立支援計画に基づき、一貫性のある支援を行ったことからA評価としました。   | 有                  | 施設を退所した母子に直接、状況確認をすることができませんでした。     | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、電話にて相談等の支援を行いました。 | 市内の母子生活支援施設は1か所であるため、夫等からの暴力等から避難し保護が必要である母子を入所させた場合、所在を特定されるおそれがあります。このため、市外施設への入所による広域入所を実施し、母子の安全性を確保します。  | 引き続き、入所した母子が安定した生活を送り、将来自立して生活していくための支援施設として、母子生活支援施設の施設運営を継続的に実施します。  | ウ          | 子ども家庭支援課                     |
| 66   | 児童虐待防止家族支援事業         | 虐待を受けた子どもとその保護者等の家族再統合への取組の充実を図るため、精神科医師や弁護士及び専門家に助言を受け、相談援助活動の充実を図ります。また、家族支援のための評価やプログラムによる家族再統合の促進を図ります。  | カンファレンス実施回数                 | 回      | 66       | 57       | B       | 67       | 虐待ケースの家族再統合に向け、家族と協働で児童の安全を守るプランを作成するため、援助方針会議や各ケースワーカーから今後の方針確認のため、57回の家族支援ケースカンファレンスを実施したため、B評価としました。   | 無                  | —                                    | —                                     | 今後も引き続き、様々な問題を抱える家族に対し、多角的な視点から適切なアセスメントをするため、家族再統合に向けた家族支援ケースカンファレンスの充実を図っていきます。   | 虐待ケースの家族再統合に向け、家族と協働で児童の安全を守るプランを作成するため、援助方針会議や各ケースワーカーから今後の方針確認のため、67回の家族支援ケースカンファレンスを実施します。  | ウ          | 北部・南部児童相談所                   |
| 67   | 総合療育センター事業           | 発達に遅れのある子どもや障害児等の早期発見と早期療育を行い、医療・福祉が一体となって、専門的な立場から子どもの状態に合わせた療育や保護者支援を実施します。また、診察や療育を受けるまでの待機期間の短縮のため療育センター機能の見直しを図ります。障害児やその保護者が地域で安心して生活できるよう、診療所や児童発達支援センターの専門職員数の適正な配置を図ります。併せて、多職種連携による保育所・幼稚園等への訪問や関係機関との連携などの地域支援を引き続き実施します。   | ①初診待ち期間<br>②療育施設等への支援内容の活用度 | 日<br>% | 58<br>80 | 57<br>98 | A<br>A  | 57<br>82 | ①令和4年度の初診実施件数(1,081件)を令和2年度より148件増やし、目標値である58日に対し、結果が57日となりました。また、療育センターの地域偏在と初診待ち期間の短縮のため新療育センターの開設準備を進めました。事業の達成状況については、目標値と達成値の対比により90%を超えたことからA評価としました。<br>②療育施設等への支援内容の活用度については、療育講座をオンラインで開催するとともに、出張療育カンファレンスを実施し、アンケートの中の活用度についての評価が98%になったため、A評価としました。 | 無                  | —                                    | —                                     | ①医療的ケア児に対する支援の高度化や発達障害の社会的認知の拡がりから、医学的診断及びフォローを要する障害児等が増え、より多角的な視点により、子どもや家族への支援が求められています。また、発達障害の専門的な診療ができる医師の数が少なく、全国的に初診待ち期間が長期化しています。解決策として、診察枠の効率的な活用と保護者、療育施設への支援を強化し、保護者の不安感の軽減を図ります。併せて、新療育センターの円滑な事業実施に向けた準備を進めていきます。<br>②出張療育カンファレンスの周知により、利用施設の拡大を行う必要があります。市内の療育施設にカンファレンスの情報を広く周知します。なお、療育講座について引き続きオンラインでの開催を予定しており、より充実した講座に更新してまいります。 | ①急遽キャンセルとなった予約枠の活用などにより診察枠を効率的な活用を努めます。併せて、保護者、療育施設への支援を強化することで保護者の不安感の軽減を図ります。また、初診待ち期間の抜本的解決策になり得る新療育センターの開設と円滑な事業実施の準備を進めていきます。<br>②障害児通所支援事業所、児童発達支援センター、特別支援学校、特別支援学級などの療育関係者に向けて、オンラインでの療育講座を開催します。さいたま市の障害児通所支援事業所、児童発達支援センターなど療育施設への出張療育カンファレンスを実施します。 | ウ          | ひまわり学園総務課、義務課、育成課、療育センターさくら草 |
| 68   | 特別支援事業               | 私立幼稚園、認定こども園に通園する障害児やその疑いのある幼児を対象に、補助職員の採用や特別支援に必要な用具の設置や教諭の研修等、園運営の円滑化や保育環境の充実を図ることを目的に、当該経費に対し助成を行います。また、臨床心理士等を希望する幼稚園に派遣し、対象幼児の行動観察を行ったうえで、保育やクラス運営に関する相談を受ける等、担当教諭のみならず園全体の保育の質の向上を図ります。  | 事後アンケートの実施                  | %      | 90       | 100      | A       | 90       | 私立幼稚園等特別支援巡回相談は、心身に障害(発達障害を含む。)等がある児童が、私立幼稚園及び認定こども園において適切な支援を受けることができるよう相談員を派遣するものです。申請があった園に対して43件の巡回相談を実施しました。私立幼稚園等特別支援支援事業費補助金・要支援への特別な教育的支援を行う幼稚園等に対して補助金を交付しました。事後のアンケート結果では、実施した全ての園で肯定的な回答が得られたため、年度別評価をAとしました。  | 有                  | 感染者の報告や園の休園等で急遽巡回相談を中止したり、延期したりしました。 | 延期した園については、日程を再調整し、実施できるようにしました。      | 巡回相談については、各園が申しやすいように、事業の主旨や申込時期、申し込み方法等を年度初めにメールで知らせ、また、年度途中にも定期的に各園へメール等で、周知することで計画的な事業展開を図っていきます。また、例年巡回相談を利用しない園も多くあるため、本事業の良さを知っていただくための取組を工夫していきます。   | 要支援への特別な教育的支援を行う幼稚園等に対して支援を実施します。特別支援巡回相談については、令和4年度よりも早い時期に事業について周知したり、研修会やメールで実施可能日を定期的に周知したりする活動を通して、各園のニーズに対応できるように努めます。また、各園が特別支援巡回相談を通して、子どもの理解を深め、保育者一人ひとりの保育の質の向上を支援していきます。  | ウ          | 幼児・放課後児童課                    |
| 69   | 保育施設等における障害児保育の推進    | 障害のある子どもや特別な支援を必要とする子どもに対し、より多くの認可保育所等での受け入れを拡大し、専門的な知識・技術を有する療育機関(総合療育センターひまわり学園等)と連携した保育の充実を努め、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、子どもの健やかな育ちを目指します。さらに、個々の発達状況や個性を踏まえながら、集団保育の中で成長を支援できるよう専門職員による巡回指導等の対象施設を拡充し、障害の特性に配慮した体制の整備を推進します。また、認可保育所等における障害児の受け入れを実施するに当たり、必要となる保育士の確保等が円滑に行えるよう補助制度の充実を図り、様々な障害に対応するための専門知識等に関する研修を実施するなど、保育士の資質向上と質の高い障害児保育を推進します。 | 事業の実施                       | —      | 実施       | 実施       | A       | 実施       | 障害児保育対策事業補助金の交付対象となる受け入れ児童数・施設数は、令和3年度は258人・112園でしたが、令和4年度は344人・143園に増加となり、事業を滞りなく実施することができたため、A評価としました。  | 無                  | —                                    | —                                     | 公立保育所での障害児等の受け入れについては、常に定員に達している状況であるため、民間保育施設での受け入れの促進と加配に必要な保育士の確保を推進する必要があります。また、保育の量的拡大や保育ニーズの多様化が進む中、障害児等の保育のための専門的な知識の習得が必要となります。   | 巡回保育相談事業、発達支援研修への参加促進により、障害児等の受け入れ施設数の増加につながっていることから、引き続き事業を実施します。   | ウ          | 保育課、保育施設支援課                  |
| 70   | 放課後児童クラブにおける障害児支援の推進 | 障害のある児童が住み慣れた地域で安心して放課後を過ごすことができるよう、すべての放課後児童クラブにおいて受入体制を整えます。公設放課後児童クラブにおいては、定員に障害のある児童の優先受入枠を設けます。民設放課後児童クラブにおいては、「さいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱」及び「さいたま市放課後児童クラブ健全育成事業委託実施基準」に基づき、障害のある児童を受け入れるクラブに対する職員の加配、委託料の増額を行うとともに、バリアフリー等の施設改修費を助成します。また、障害児支援に関する研修を実施するほか、専門知識を備えた職員による保育相談を実施し、障害のある児童のみならず、特別な支援が必要な児童の保育を行うクラブを支援します。                         | 事業の実施                       | —      | 実施       | 実施       | A       | 実施       | 令和4年4月1日時点において、296クラブ中144クラブにおいて253人の障害児を受け入れました。障害児支援に対する専門性を高めるための支援員研修を2回実施しました。障害児支援の専門知識を備えた職員による保育相談を継続実施し、各クラブにおける障害児支援をサポートしました。これらの取組みにより、放課後児童クラブにおける障害児支援を推進したことから、A評価としました。   | 無                  | —                                    | —                                     | 障害児及び特別な配慮を要する児童数の増加により、対応に苦慮する事例も増えていることが課題です。そのため、研修内容の工夫や保育相談における専門機関との連携強化などに取り組んでまいります。  | 公設放課後児童クラブにおいては、定員に障害のある児童の優先受入枠を設け、民設放課後児童クラブにおいては障害のある児童を受け入れるクラブに対して、基準に基づき職員の加配にかかる人件費の加算を行うとともに、バリアフリー等の施設改修費の助成を実施します。また、障害児支援に関する研修を実施するほか、専門知識を備えた職員による保育相談を実施し、障害のある児童のみならず、特別な支援が必要な児童の保育を行うクラブに対して支援を実施します。   | ウ          | 幼児・放課後児童課                    |

【様式2】 その他事業

R4年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満

R5年度以降の方向性 A=廃止 I=縮小 U=継続 E=拡大 O=終了

| 事業番号 | 事業名                | 事業概要  | 指標   | 単位 | 目標値                | 実績                             |         | 今年度目標              | R4年度評価・事業実施内容・成果  | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等 |   |   | 課題及び解決策  | R5年度の事業展開  | R5年度以降の方向性 | 所管          |
|------|--------------------|---|--|----|--------------------|--------------------------------|---------|--------------------|---|--------------------|---|---|--|--|------------|-------------|
|      |                    |   |  |    | R4                 | R4達成値                          | R4年度別評価 | R5                 |   | 事業への影響有無           | 影響の内容(有の場合)   | 対応状況  |  |  |            |             |
| 71   | 発達障害者支援センターの充実     | 発達障害者社会参加事業を実施し、社会参加の機会を拡げます。また、普及啓発活動や連絡協議会の開催を通じ、地域における支援体制を整備するとともに困難事例の支援スキル向上を図り、二次障害の発生と深い関連のある高校生年代を含めた支援の在り方について検討してまいります。  | 事業の実施及び推進                                    | —  | 強化・推進              | 強化・推進                          | A       | 強化・推進              | 令和4年度も業務委託にて「発達障害者社会参加事業」を実施し、既存の社会資源につなぐべく発達障害者に、家庭外の居場所や日中体験活動の場の提供を行いました。一人でも多くの当事者が利用できるように、見学・相談会や個別対応日を設定する等の工夫をしながら事業を実施しました。高校生から概ね20代までの若年層当事者及びその家族、支援者を対象に、「学生向けキャリア形成支援事業」として、「学生向け社会参加や就労について考えるための講座を計9回実施しました。併せて講座をとおし、二次障害の予防に関する知識・情報の普及にも努めました。以上のことから、A評価としました。                               | 有                  | 新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、講座の一部について開催方法をオンラインとしました。                                    | 開催方法をオンラインとすることで、参加者が安心して受講できるようになりました。   | 思春期には二次障害が深刻化する傾向があり、引き続き思春期年代からの支援体制の整備に努めるとともに、高校生年代の支援を推進していく必要があります。   | 令和5年度も「相談支援事業」「発達障害者社会参加事業」「学生向けキャリア形成支援事業」「発達障害者支援連絡協議会」を大きな柱として、事業を展開してまいります。発達障害者支援センターの機能の向上に努めながら、関係機関との連携・協働体制を一層強化し、思春期も含めた地域支援体制の整備に向け取り組んでまいります。  | ウ          | 障害者総合支援センター |
| 72   | 高次脳機能障害者支援センターの充実  | 当事者及び家族等へ必要な情報発信と高次脳機能障害の理解促進を図るセミナーの開催等による普及啓発により、早期に適切な支援につなぐとともに、関係機関と調整、連携しながら相談支援を行います。そして、当事者及び家族の方が安心して住み慣れた地域で生活できるように努めます。 | 事業の実施  | —  | 実施                 | 実施                             | A       | 実施                 | 困難事例を取り上げた専門医によるスーパーセッションを6回実施するなど、相談支援の充実を図りました。当事者や家族同士で共感し支え合う高次脳機能障害ピアサポートを10名養成するなど、当事者・家族会の充実を図りました。従来配布していた高次脳機能障害ブック「ステップ1」及び「ステップ2」を統合し、高次脳機能障害の説明や症状、対応方法や利用できるサービスやその流れを1冊にまとめた「高次脳機能障害ブックSTEP BY STEP」を作成するなど、普及啓発活動に取り組みしました。高次脳機能障害に関する人材育成の研修会等を14回(受講者369名)実施しました。これらの事業内容に沿った取り組みができたためA評価としました。 | 無                  | —   | —   | 特になし   | 関係機関と連携を図りながら、高次脳機能障害者や家族への相談支援、高次脳機能障害の普及啓発、人材育成及び高次脳機能障害者団体への活動支援等の事業を展開します。   | ウ          | 障害者更生相談センター |
| 73   | 自立支援医療(育成医療)給付     | 身体に障害のある子どもまたは、現存する病気を放置すると障害を残すと認められる子どもであって、確実な治療効果が期待できる場合に、医療費の給付及び治療用器具費を支給します。  | 事業の実施  | —  | 実施                 | 実施                             | A       | 実施                 | 母子健康手帳やホームページ、指定医療機関等から市民へ制度の周知を図り、適切な医療給付事務を遂行できたため、A評価としました。  | 無                  | —   | —   | 本制度への申請が可能な方でも、子育て支援医療費助成制度等、主にさいたま市負担の公費負担制度のみの申請にとどまる方がいます。指定医療機関や各区保健センターと一層連携を強化し、制度理解を深め、本制度への申請を案内できるよう努めます。   | 引き続き、指定医療機関や各区保健センター等と連携し、適切な公費負担を実施していきます。  | ウ          | 疾病対策課       |
| 74   | 通級指導教室の拡充          | 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒が身近な教室で指導が受けられるよう、通級指導教室の拡充を進めます。   | 通級指導教室の拡充                                    | 教室 | 発達障害・情緒障害通級指導教室3教室 | 小学校(発・情)2校2教室<br>中学校(発・情)1校1教室 | A       | 発達障害・情緒障害通級指導教室3教室 | 小学校に発達障害・情緒障害通級指導教室を2校2教室、中学校に発達障害・情緒障害通級指導教室を1校1教室の新設準備を実施し、開設を実施したことで、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、より身近な学校で適切な指導が受けられるようになったことから、A評価としました。   | 無                  | —   | —   | 特になし   | 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、身近な教室で障害に適切な指導を受けられるよう、小・中学校における発達障害・情緒障害通級指導教室の新設・増設を実施します。  | ウ          | 特別支援教育室     |
| 75   | チャレンジスクール推進事業      | 地域社会の中で心豊かで健やかに児童生徒を育てるため、地域の方々の参画を得て、子どもたちの自主的な学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施します。  | チャレンジスクールに参加して「よかった」「どちらかといえばよかった」と答えた子どもの割合 | %  | 95                 | 97.3                           | A       | 95                 | チャレンジスクールに参加する児童生徒に対してアンケート調査を行い、チャレンジスクールに参加して「よかった」「どちらかといえばよかった」と答えた子どもの割合を算出した結果、97.3%であったため、A評価としました。  | 有                  | チャレンジスクールの実施回数は、前年度より増加していますが、未だにコロナ禍以前の85%であり、延べ参加者数もコロナ禍以前と同等の数値にまでは回復していません。 | 安心・安全な活動につなげるため、チャレンジスクールに特化した感染症対応マニュアルについて再度周知しました。また、コロナ禍の活動に対応するため、オンラインを活用したプログラムについて広く情報提供しました。 | 新型コロナウイルス感染症が5類に位置づけられたこと、学校において新型コロナウイルス感染症への対応が変更されたことを受けて、チャレンジスクールにおいても感染症対策を見直し、ボランティアスタッフが安心して活動できるようにすることが課題となります。安全管理マニュアルを改定した上で、感染症対策の変更について周知し、ボランティアスタッフからの相談に適宜対応する等の支援を行います。 | 参加児童生徒の満足度の向上や活動の選択肢の拡大に向け、民間のノウハウを活用した「学習プログラム」及び「体験プログラム」をより一層充実し、ボランティアスタッフを対象とした研修会等を通じて各校チャレンジスクールに広めていきます。また、オンラインを活用した「学習プログラム」及び「体験プログラム」について各校のチャレンジスクール実行委員会へ広く情報提供し、各校チャレンジスクールの求めに応じて実施していきます。ボランティアスタッフ対象の運営会議に関して、議題や内容について各校ボランティアスタッフに対するアンケート調査を実施し、ボランティアスタッフの要望に応じた会議となるよう議題や内容の見直しを行います。 | ウ          | 生涯学習振興課     |
| 77   | 二十歳の集い             | 新しい人生の門出を祝福し、二十歳としての責任や自覚を促すとともに、今後の活躍と将来の幸せを願うため、二十歳の集いを実施します。   | 参加満足度(二十歳)                                   | %  | 88                 | 89                             | A       | 88                 | 二十歳の集い対象者12,780人に対し、8,835人の二十歳の方に御参加いただきました。当日式典に御参加いただいた方々に電子によるアンケート調査を実施し、回答者2,068人(御家族含む)のうち、1,846人の方がよかったと回答をいただきました。参加満足度は89.3%となり、目標値である88%を上回ったためA評価としました。  | 有                  | 感染対策のため、1席空けて着席してもらいました。  | 3部開催(入替制)とし、各部の参加人数を収容人数制限以下で会場開催により実施しました。   | 式典開始時間は全ての前で定刻通りでしたが、第3部は式典開始後も入場している方がいらつしやいました。式典開始までに入場完了できるよう当日の運営方法を検討していきます。   | 円滑な運営を目標とし、安全の確保に十分留意しながら、二十歳の新しい人生の門出を祝福します。  | ウ          | 子ども政策課      |
| 78   | グリーンライフ猿花キャンプ場運営事業 | 青少年や青少年団体が、集団野外宿泊、デイキャンプ、レクリエーション、自然体験等を通して、社会性、協調性、ルールや命の大切さなどを学ぶ施設として、利用の推進を図ります。   | 延べ利用団体数                                      | 団体 | 80                 | 72                             | A       | 80                 | 感染防止対策としてシーズンを通して宿泊利用の休止や一部の貸出等を制限しましたが、延べ利用団体数は少し回復したため、A評価としました。  | 有                  | 宿泊利用を休止しました。  | 宿泊利用やテントの貸出を休止し、日帰り利用のみとするなど、利用を一部制限しつつ運営しました。  | アウトドアブームの影響で家族利用が増えましたが、利用者の多くがリピーターや近隣の青少年団体であり、新規利用者の獲得が課題となっています。そのため、猿花キャンプ場の利用について、市報や情報誌、ホームページ等で引き続きPRを行い、利用者の増加につなげていきます。  | 宿泊を再開するなど、感染防止対策を一部緩和して運営します。なお、水洗トイレの新規設置工事に伴い、例年より利用期間が短縮となります。(4/1～11/30→4/1～9/30)  | ウ          | 子ども政策課      |

【様式2】 その他事業

R4年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満

R5年度以降の方向性 ア=廃止 イ=縮小 ウ=継続 エ=拡大 オ=終了

| 事業番号 | 事業名                        | 事業概要   | 指標   | 単位      | 目標値      | 実績    |         | 今年度目標    | R4年度評価・事業実施内容・成果   | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等 |  |  | 課題及び解決策  | R5年度の事業展開   | R5年度以降の方向性 | 所管      |
|------|----------------------------|--|--|---------|----------|-------|---------|----------|--|--------------------|--|--|--|---|------------|---------|
|      |                            |  |  |         | R4       | R4達成値 | R4年度別評価 | R5       |  | 事業への影響有無           | 影響の内容(有の場合)  | 対応状況   |  |   |            |         |
| 79   | 児童センター事業                   | 子どもや保護者が交流し、親子で一緒に運動や工作などの体験ができ、また、各種催し物や子育てサークル、子ども会の開催など、地域組織の活動を支援する児童センターの充実を図ります。<br>老朽化が進んでいる児童センターに対し、中・大規模修繕を実施します。                                | 中・大規模修繕実施箇所数                                     | 施設      | 2        | 2     | A       | 2        | 中・大規模修繕について、令和4年度は2箇所実施し、安全面に配慮しながら、当初の計画どおりに工期内に完了できたため、A評価としました。   | 有                  | 利用受付の予約制や、一部部屋の人数制限を行いました。   | 利用受付を予約制で行い、事業の中止やおもちゃの貸出等について一部制限を行いました。また、共有部分や設備、備品の消毒をするなど感染防止対策を行いました。  | 放課後児童クラブ併設の施設を工事する際は、放課後児童クラブの一時移転先について関係機関や関係所管課と連携して、早い段階から準備を進める必要があります。                        | 感染防止対策を行いつつ、利用者のニーズに応えられるよう、引き続き適正な管理・運営を行います。  | ウ          | 子ども政策課  |
| 80   | 「未来(みらくる)ワーク体験」(中学生職場体験事業) | キャリア教育の観点から、市立中学校等の生徒を対象に、勤労観、職業観をはぐくみ、学ぶことの意義を考える機会とするため、地域の事業所等の協力を得て、「未来(みらくる)ワーク体験」(中学生職場体験事業)を実施します。  | 「仕事をすることは人の役に立つことだと思う」の質問に対して「そう思う」と回答した活動前後の伸び率 | P(ポイント) | 伸び率12.8P | 12.9P | A       | 伸び率12.8P | 職場体験に参加した生徒を対象に容容調査を実施し、「仕事をすることは人の役に立つことだと思う」の質問に対して「そう思う」と回答した割合の活動前後の伸び率が12.9ポイントとなったため、A評価としました。   | 有                  | 各学校において、学校及び事業所の実状、生徒の実態等を踏まえ、職場体験活動や、職場体験活動の代替となる取組を実施しました。           | 各学校において、学校及び事業所の実状、生徒の実態等を踏まえ、次の3つのいずれかを選択して実施しました。<br>1 連続した3日間で職場体験活動を実施。<br>2 日数の短縮、実施形態の変更等により職場体験活動を実施。<br>3 職場体験活動の代替として、学校と地域・社会や産業界等が連携・協働した取組を実施。 | 受入れ事業所の確保が難しい学校があるため、関連団体等へ広報活動を行い、受入れ事業所を拡充します。   | 職場体験は、生徒が直接働く人と接し、学ぶことや働くことの意義を理解し、生徒が主体的に進路を選択決定する態度や意志等を培う教育活動として普遍的な意義を有していることを踏まえ、中学生職場体験事業「未来くるワーク体験」を引き続き実施し、子どもたちが未来を切り拓くための勤労観・職業観をはぐくんでいきます。 | ウ          | 生涯学習振興課 |
| 81   | 子どもの居場所づくり(多世代交流会食)        | 地域社会の中で子どもたちが様々な世代との交流を通じて、健全に成長できる環境づくりを推進することを目的として、市内で会食を実施する団体等に対し、食材費等の経費の一部を助成します。   | 事業実施箇所数  | 箇所      | 2か所増     | 6か所増  | A       | 2か所増     | 令和4年度は17か所で事業を実施しました。前年度比2か所増の目標に対して、6か所増となったため、A評価としました。また、令和6年度には令和元年度の13か所から10か所増の23か所に対し、令和4年度は17か所となったため進捗状況は74%となりました。                                       | 有                  | 会食形式での開催が難しく、配食で実施する団体がみられました。   | 会食形式での運営が困難との相談があったため、会食の代替として配食の実施を認める特例を令和2年度に制定済みです。  | 現在は、多世代交流に重点を置いて実施していますが、子どもの孤立防止のための居場所づくりの考え方が多岐に渡るようになってきていることを鑑み、対象事業の拡大や補助内容等の見直しについて検討します。   | 引き続き事業を継続するほか、補助対象や補助内容等の見直しを含め、今後の事業のあり方について検討していきます。  | エ          | 子ども政策課  |
| 82   | 子どもの社会参画推進事業               | 子どもの自己肯定感を育て、まちづくりへの参画意識を醸成を図るため、子どもたちが自分たちの力で仮想のまちをつくり、そこで、働き、お金を稼ぎ、物を買ったり、サービスを受けたりする社会体験ができる子どもが「ミニ〇〇(区)」を実施します。  | 参加してよかった等と回答した参加者の割合                             | %       | 90       | 97.7  | A       | 90       | 市内2か所で子どもが「まち」をつくるまちを実施しました。参加した子どもにアンケートを実施し、97.7%(714人中698人)が参加してよかった等の回答となったため、A評価としました。  | 有                  | 当日会場への参加者数の制限  | 密を避けるため、当日会場で参加する場合は、同時に会場内の人数が多くなりすぎないように工夫しました。また、インターネット等を利用して、オンラインでも参加できるようにしました。   | 令和4年度は2か所の開催としたところ、人数制限のため参加希望者に対し、参加(当選した人数)が限られてしまいました。  | 令和4年度と同様、市内2か所で実施します。会場での参加者をより多く確保できるよう工夫するとともに、オンライン開催の更なる充実についても検討していきます。  | ウ          | 子ども政策課  |
| 83   | 青少年の主張大会                   | 青少年が日々の暮らしの中での思いを、自分の言葉としてまとめ、発表することにより、いかに生きていくか、どのように協働していくかのテーマを見つけ、自ら考え行動することの契機として、実施します。   | 応募人数   | 人       | 1,000    | 748   | B       | 1,000    | 「青少年の主張大会」作品の応募人数について、各学校における夏季休暇期間の課題の多様化等により応募人数が748人とどまったため、B評価としました。   | 無                  | -  | -  | 応募人数を確保するため、募集チラシの作成、市ホームページ及び市報による周知、市内学校等に対する協力依頼等を実施します。  | 募集チラシの作成、市ホームページ及び市報による周知、市内学校等に対する協力依頼等を実施します。   | ウ          | 子ども政策課  |
| 84   | 青少年による郷土芸能伝承活動支援事業         | 青少年の地域への関わりや、地域の交流を一層推進するため、青少年の健全育成を目的とした太鼓やお囃子、獅子舞等の郷土芸能伝承活動団体へ補助金を交付し、支援を行います。  | 交付団体数  | 団体      | 40       | 22    | C       | 40       | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、団体の活動が予定どおりに行うことができず、最終的には交付団体数19団体への交付となりましたが、当初22団体より交付申請がありました。交付団体数40団体の目標値に対して22団体となったため、C評価としました。                                       | 有                  | 新型コロナウイルス感染症の影響により、団体としての活動の自粛や、行事やイベントが中止となり発表の機会を設けることができない状況がありました。 | 活動できなかった団体は補助金申請を取下げ、翌年度の活動再開を目指しています。   | コロナ禍で活動を休止していた団体に対しても、補助金制度を改めて周知して、活動再開に向けた支援をしていく必要があります。  | 令和5年度においても、青少年の地域へのかかわりや交流を一層推進するため、市報や市ホームページへの掲載、活動を休止していた団体へのアプローチ等を行いながら、本事業を継続していきます。  | ウ          | 子ども政策課  |
| 85   | 青少年団体補助事業                  | 青少年団体の自主活動や育成組織活動を促進するためのポータル活動・イベント事業などについて、青少年団体等に補助を行い、青少年の健全育成を推進します。  | 交付団体数  | 団体      | 91       | 90    | A       | 91       | 次のとおり多くの団体に補助金を交付し、活動を支援したことから、A評価としました。(さいたま市ボーイスカウト協議会・さいたま市ガールスカウト連絡協議会・青少年育成さいたま市民会議本部・青少年育成さいたま市民会議10区連絡会・青少年育成さいたま市民会議6地区会・さいたま市子ども会育成連絡協議会・さいたま市子ども会10区連合会) | 有                  | 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を中止した団体がありません。                                    | 新型コロナウイルスにより事業を中止した場合でも、補助の対象となる経費の例のリストを各団体へ配布し、条件を満たしている団体に対し補助金を交付しました。   | 集まっていた活動が難しい中、コロナ禍においても青少年の健全育成のための活動を継続できるよう支援していくため、各団体の活動実績を共有し、状況に応じた活動を検討していただくよう働きかけを行っています。 | 91団体のうち、交付条件を満たした団体に対し補助金を交付するとともに、各団体の活動実績を共有し、状況に応じた活動を検討していただくよう働きかけを行いながら、本事業を継続してまいります。  | ウ          | 子ども政策課  |
| 86   | メディアリテラシー出前講座              | インターネットトラブルから子どもたちを守るため、保護者をはじめとする子どもを取り巻く大人たちが、スマートフォンやインターネット等に関する現状や課題を理解し、子どもたちに指導できるようにするための出前講座を行います。  | 参加人数   | 人       | 1,600    | 1,922 | A       | 1,600    | メディアリテラシー出前講座について、講座を19件実施し、1,922名の参加者があったため、A評価としました。   | 無                  | -  | -  | より多くの機関より申込をいただき、携帯電話・スマートフォン使用に関する現状や課題を啓発できるように、教育研究所webページなどを通して、広報・周知の充実を図ります。                 | 関係各機関に事業内容を周知するとともに、申込をいただいた機関の要望や意見等も伺いながら、順次実施します。  | ウ          | 教育研究所   |
| 87   | 非行防止対策の推進                  | 青少年の健全育成・非行防止に関する市民意識の高揚を図るため、子供・若者育成支援強調月間中に、青少年健全育成に関わる団体等が協力し、非行防止キャンペーンを各区で展開します。<br>また、青少年の健全育成・非行防止のため、大宮駅周辺のパトロール及び各地区における巡回活動を実施します。               | キャンペーン参加地区数                                      | 区       | 10       | 10    | A       | 10       | 市内全10区で非行防止キャンペーンを実施できたため、A評価としました。  | 無                  | -  | -  | 青少年の健全育成・非行防止のため、各区分民まつりなどの事業におけるキャンペーンを推進します。   | 各区分民まつりなどの事業におけるキャンペーンを推進します。   | ウ          | 子ども政策課  |
| 88   | 子ども・若者育成支援事業               | 子ども、若者育成支援推進法に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども、若者が円滑な自立が果たせるよう、地域の関係機関等が連携し支援を行います。<br>また、社会環境の変化により、若者を取り巻く問題は多岐に渡るため、各支援機関の連携が不可欠であるため、支援の要となるユースアドバイザーを養成します。 | ユースアドバイザー養成人数                                    | 人       | 20       | 18    | A       | 20       | ユースアドバイザー・スキルアップ研修を実施した結果、ユースアドバイザーを18人養成できたため、A評価としました。   | 無                  | -  | -  | 若者を取り巻く問題は多岐に渡り、各支援機関の連携が不可欠であるため、引き続きユースアドバイザーを養成します。   | ユースアドバイザーを養成するため、ユースアドバイザー・スキルアップ研修及びブラッシュアップ研修を実施します。  | ウ          | 子ども政策課  |

【様式2】 その他事業

R4年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満

R5年度以降の方向性 ア=廃止 イ=縮小 ウ=継続 エ=拡大 オ=終了

| 事業番号 | 事業名                                   | 事業概要   | 指標                             | 単位 | 目標値 | 実績    |         | 今年度目標 | R4年度評価・事業実施内容・成果   | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等 |                     |                              | 課題及び解決策   | R5年度の事業展開   | R5年度以降の方向性 | 所管         |
|------|---------------------------------------|--|--------------------------------|----|-----|-------|---------|-------|--|--------------------|---------------------|------------------------------|---|---|------------|------------|
|      |                                       |  |                                |    | R4  | R4達成値 | R4年度別評価 | R5    |  | 事業への影響有無           | 影響の内容(有の場合)         | 対応状況                         |   |   |            |            |
| 89   | 若者自立支援ルーム事業                           | 社会生活を営むうえで困難を有する、市内在住30歳代までの若者に対し、個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、円滑な自立が果たせるよう継続的な支援を行います。   | 自立に向かっていていると回答した割合             | %  | 66  | 76    | A       | 67    | 自立に向かっていていると回答した割合が76%であり、目標値を上回ったため、A評価としました。   | 有                  | 利用者の感染症対策が必要となりました。 | オンラインプログラムの拡充など感染症対策を実施しました。 | 新型コロナウイルス感染症拡大により利用者数が減少したため、感染症対策を実施することで利用者数の増加を図ります。   | オンラインプログラムなど、新型コロナウイルス感染症拡大期に実施した事業を継続します。また、調理プログラムなど近年実施できていなかったプログラムを実施していきます。   | ウ          | 子ども政策課     |
| 90   | 若年者等職業的自立支援事業                         | 若年者の職業的自立を図るため、地域若者サポートステーション事業をはじめとする各種若年者就業支援を行います。  | 地域若者サポートステーションさいたまによる就職等進路決定者数 | 人  | 96  | 143   | A       | 96    | 若年者等への就労支援を実施した結果、「地域若者サポートステーションさいたま」における就職等進路決定者数が合計143名となり、目標値を達成したためA評価としました。  | 無                  | -                   | -                            | 潜在的利用者に対する周知活動を行う必要があります。そのため、ハローワーク等の他機関と連携し、潜在的利用者の掘り起こしを行います。  | 国等の関係機関と連携し、若年者等への効果的な就労支援策を検討しながら事業を実施していきます。  | ウ          | 労働政策課      |
| 91   | いじめのないまちづくり推進事業                       | さいたま市いじめ防止対策推進条例に基づき設置した「さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク」を活用し、啓発活動の実施、関係機関等の連携強化を図るなど、いじめの防止に取り組みます。  | 啓発活動の実施回数                      | 回  | 2   | 2     | A       | 2     | さいたま市いじめのないまちづくりネットワークを2回開催したため、A評価としました。  | 無                  | -                   | -                            | 子ども・若者を取り巻く環境の変化により複雑化するいじめ問題に対応するため、「さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク」を活用し、啓発活動の実施、関係機関等の連携強化を図るなど、いじめの防止に取り組みます。                              | 「さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク」を閉鎖し、いじめ防止等に関わる関係機関や団体との連携を図るとともに啓発活動を行い、いじめ防止等のための対策を推進します。  | ウ          | 子ども政策課     |
| 92   | ひきこもり対策推進事業                           | 「ひきこもり相談センター」において、電話・面接等にて相談支援を行う他、グループ活動、リレート(ひきこもり)サポーター派遣等による支援を実施します。また、地域連携や普及啓発、人材育成を実施し、支援の充実を図ります。   | リレートサポーター派遣件数                  | 件  | 100 | 96    | A       | 100   | リレートサポーター養成研修を1回実施し、19名が参加、そのうち13名が登録しました。派遣件数は96回と目標値の90%以上を達成したため、A評価としました。  | 無                  | -                   | -                            | リレートサポーターは大学生が多く、就職等により活動終了となることが多いため、継続的な養成が課題となっています。   | 引き続き、リレートサポーターを養成し、派遣事業を実施します。  | ウ          | こころの健康センター |
| 93   | 子どもの精神保健相談室                           | 「子どもの精神保健相談室」において、小学4年生から中学生の子どもとその家族や関係機関等を対象に、電話・面接等にて心の問題に関する相談を行う他、グループ活動による支援を実施します。  | 事業の実施                          | —  | 実施  | 実施    | A       | 実施    | 小学4年生から中学生の子どもとその家族等を対象に電話や面接相談を実施しました。また、相談にいらした子どもや家族の心の回復支援を目的とした集団心理教育グループ事業を実施したため、A評価としました。  | 無                  | -                   | -                            | 感染症の長期化による精神的な影響も大きく、今後子どもやその家族のこころの健康回復のための相談支援が必要です。また、子どもの身近な支援者の相談知識と技術の向上を図るために、子どもの精神保健に関する研修を開催する必要があります。                      | 小学4年生から中学生の子どもとその家族等を対象に電話や面接相談を実施します。また、相談にいらした子どもや家族の心の回復支援を目的とした集団心理教育グループ事業を実施します。支援者を対象に子どもの精神保健に関する研修を開催します。  | ウ          | こころの健康センター |
| 94   | 教育相談室・教育支援センター、不登校等児童生徒支援センター(Growth) | 市内6か所の教育相談室・教育支援センターにおいて、児童生徒の学校生活に関わる様々な相談や、未就学児のごとや発音などに関する相談に応じます。また、様々な理由で登校することが困難な児童生徒に対して、社会的自立を目指した支援・指導を行います。不登校等児童生徒支援センター(Growth)において、体験活動やオンラインでの支援を通して、学ぶ楽しさや喜びを実感できる機会を提供し、不登校等児童生徒の社会的自立を目指します。 | 子育て学習会の実施回数                    | 回  | 12  | 16    | A       | 18    | 不登校等児童生徒への支援について、不登校等で悩む保護者を対象に、子育てに関する情報交換等を行う「子育て学習会」について、16回実施し、他室との共同開催(Growth、岸町教育相談室の主催)により、保護者に対しより多くの参加の機会を作り出すことができたことや、座談会を取り入れたことにより、保護者の日常的な悩みを引き出し、共有することができたことから、A評価としました。令和4年度、不登校等児童生徒支援センター(Growth)を開設し、オンラインを活用したHRや学習支援を実施したり、児童生徒が対面で他者と関わる体験活動や交流会を実施したりすることができました。 | 無                  | -                   | -                            | 不登校児童生徒支援センター(Growth)において、さらに、学習支援や相談支援を充実させていくことが必要です。   | 学校、不登校児童生徒支援センター(Growth)、教育相談室・教育支援センターが連携し、児童生徒の社会的自立を目指し、「誰一人取り残さない」個に応じた支援を充実させるとともに、不登校等児童生徒支援センター(Growth)においては、スキルアップメンター(学習支援補助)やピアメンター(相談支援補助)等の外部人材と協働し、不登校等児童生徒への学習支援や相談支援をさらに充実させるとともに、メタバース空間での疑似体験を通して、コミュニケーションの楽しさを感じられる機会を提供してまいります。 | ウ          | 総合教育相談室    |
| 95   | 未成年後見人支援事業                            | 親権を行う者又は未成年後見人がいない児童等について、児童相談所長は福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対して未成年後見人の選任の請求をし、その選任された未成年後見人の支援として、必要な報酬の支払いと損害賠償保険の加入を行います。  | 事業の実施                          | —  | 実施  | 実施    | A       | 実施    | 制度改正により、該当年齢が18歳未満となりましたが、新たに1名の児童に対し、未成年後見人の選任請求を行い、選任された未成年後見人に対し、報酬の支払い及び、損害賠償保険の加入を適正に行うことができたため、A評価としました。   | 無                  | -                   | -                            | 厚生労働省より、児童相談所長以外が選任請求を行った場合でも、報酬の支払い及び損害賠償保険の加入を行えるよう支援事業の拡充が示されています。しかし、本市においては、候補児童が待機している現状があり、今後の拡充に当たり優先順位等をどのように設定していくか課題となります。 | 継続し実施していきます。  | ウ          | 北部・南部児童相談所 |
| 96   | 身元保証人確保対策事業                           | 児童養護施設等に入所中又は退所した子どもに対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を締結することにより、身元保証人を確保し、子どもの社会的自立の促進を図ります。   | 事業の実施                          | —  | 実施  | 実施    | A       | 実施    | 児童養護施設等に入所中、または退所した児童に対して、施設長等が身元保証人になった際に、適正に損害保険契約を締結したため、A評価としました。  | 無                  | -                   | -                            | 身元保証人確保対策事業は、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に損害保険契約を行うことから、年度末に集中することが多く、効率的に手続きを行っていき必要があります。  | 児童養護施設等に入所中、または退所した児童に対しての身元保証人確保を、継続して実施していきます。  | ウ          | 北部・南部児童相談所 |
| 97   | 施設入所児童フェースタート応援事業                     | 児童養護施設等に入所又は委託されている高校生の学習や高校生活等にかかる費用のうち、措置費では不十分なものに対して補助を実施することにより、進学や自立に向けたスタートラインでの格差を解消し、進学率や就労率の向上を図ります。   | 事業の実施                          | —  | 実施  | 実施    | A       | 実施    | 児童養護施設等に入所又は委託されている高校生にかかる費用について、補助を実施し、児童の進学・自立を促進したため、A評価としました。  | 無                  | -                   | -                            | 高校生の児童がいるにも関わらず、補助の申請をしない施設を生じさせないため、引き続き対象児童の在籍する施設に周知を行う必要があります。  | 令和5年度も、児童養護施設等に入所又は委託されている高校生に対して、学習や高校生活等にかかる費用の補助を引き続き実施します。  | ウ          | 北部・南部児童相談所 |
| 98   | 自立援助ホーム入所児童自立援助事業                     | 自立援助ホームに委託された児童の就業を支援し、その自立を図るため、就職に際して必要となる若しくは就職に有利となる資格の取得に必要な講座の受講費等を援助します。  | 事業の実施                          | —  | 実施  | 実施    | A       | 実施    | 本市の自立援助ホーム入所児童が入校した自動車学校の経費について、補助を実施し、児童の就職・自立を促進したため、A評価としました。   | 無                  | -                   | -                            | 令和4年度は申込者が1人ととまったため、引き続き対象児童の在籍する施設に周知を行う必要があります。   | 令和5年度も、自立援助ホーム入所児童に対して、就職等に役立つ資格の取得に必要な経費の補助を引き続き実施します。   | ウ          | 北部・南部児童相談所 |

【様式2】 その他事業

R4年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満

R5年度以降の方向性 A=廃止 I=縮小 U=継続 E=拡大 O=終了

| 事業番号 | 事業名                         | 事業概要  | 指標             | 単位 | 目標値 | 実績    |         | 今年度目標 | R4年度評価・事業実施内容・成果  | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等 |             |      | 課題及び解決策   | R5年度の事業展開   | R5年度以降の方向性 | 所管        |
|------|-----------------------------|---|----------------|----|-----|-------|---------|-------|---|--------------------|-------------|------|---|---|------------|-----------|
|      |                             |   |                |    | R4  | R4達成値 | R4年度別評価 | R5    |   | 事業への影響有無           | 影響の内容(有の場合) | 対応状況 |   |   |            |           |
| 99   | 保育所の優先入所                    | ひとり親家庭等の子育てと仕事の両立を支援するため、ひとり親家庭等の子どもが優先的に保育所へ入所できるよう配慮します。  | 事業の実施          | —  | 実施  | 実施    | A       | 実施    | ひとり親家庭等の生活状況を考慮し、優先的に保育所に入所できるよう継続して利用調整における加点を実施したためA評価としました。  | 無                  | —           | —    | 核家族化や女性の社会進出に伴い、保育需要が高まっている中、生活の安定と自立のため、より保育の必要性の高いひとり親家庭等の児童が優先的に保育所へ入所できるよう、継続して配慮を行う必要があります。                                | 引き続き申請に基づいて適正に実施することで、ひとり親家庭等の子育てと仕事の両立を支援し、児童の健全な育成と児童福祉の増進を図っていきます。                               | ウ          | 保育施設支援課   |
| 100  | 放課後児童クラブの優先入所               | ひとり親家庭等が、子育てと仕事の両立を図ることができ、生活の安定と自立を促進するために、放課後児童クラブの入室における審査基準点の加点などによる優遇措置を講じます。  | 事業の実施          | —  | 実施  | 実施    | A       | 実施    | ひとり親家庭等が放課後児童クラブを優先的に利用できるよう、さいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき、入室審査における指数の加点などの優遇措置を実施したため、A評価としました。   | 無                  | —           | —    | 入室希望者が定員を大きく超過する放課後児童クラブにおいては、ひとり親家庭等でも入室が不承諾となるのが懸念されます。そのため、引き続き放課後児童クラブの拡充に努め、待機児童の解消に取り組んでいきます。                             | 引き続き適正な制度の運営、周知を行います。   | ウ          | 幼児・放課後児童課 |
| 101  | 市営住宅における母子世帯等の優先入居          | 市営住宅の定期募集に際し、ひとり親世帯等の社会的弱者の当選確率を優遇し、居住の安定を図ります。   | 事業の実施          | —  | 実施  | 実施    | A       | 実施    | 市営住宅の入居募集の際にひとり親世帯、高齢者世帯、障害者世帯など住宅困難度の高い世帯に対して、抽選番号を1つ多く付与することによって一次当選確率を高め、一次当選者の中から入居順位を決定する際の困難度判定時には加点を行い、優先的に入居できるよう措置を実施しました。   | 無                  | —           | —    | 昨今は社会情勢の変化に伴い、さまざまな事情を抱えた家族形態があるため、丁寧に聞き取りを行い、柔軟に対応していく必要があります。   | 今後も引き続き、母子世帯等の住宅困難度の高い世帯に対し、優遇措置を実施します。   | ウ          | 住宅政策課     |
| 102  | 民間賃貸住宅への入居支援                | 高齢者、障害者、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅に関する情報提供を行うとともに、賃貸人への入居促進に向けた啓発を図ることにより、民間賃貸住宅への入居を支援します。   | 事業の実施          | —  | 実施  | 実施    | A       | 実施    | 令和4年度に関しても、ひとり親世帯や高齢者等の住宅確保要配慮者であることを理由として入居機会が制約されることなく、民間賃貸住宅への入居が促進されるよう埼玉県宅建物取引業協会と協定を結び、要配慮者に対して入居支援協力不動産店等の情報提供を実施しました。また、要配慮者向けに作成した「賃貸住宅入居支援のご案内」を各区支援課及び高齢介護課の窓口にも設置してもらうことで、入居促進に向けた啓発を図ることができたため、A評価としました。 | 無                  | —           | —    | 居住支援協議会の構成員である不動産関係団体、居住支援団体、庁内関連部署と居住支援に係る連携強化を図り、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の促進を図っていく必要があります。                                 | 引き続き、賃貸住宅に関する情報提供を行うとともに、賃貸人への入居促進に向けた啓発を図ることにより、民間賃貸住宅への入居を支援していきます。                               | ウ          | 住宅政策課     |
| 103  | ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業(生活支援)  | ひとり親家庭の母等の抱える日常生活上の様々な悩み等の相談に関し、母子・父子自立支援員等による適切な助言や指導を行うとともに、各種行政支援等の情報提供を行うなど、直面する諸問題の解決に向け支援します。<br>また、法律知識が必要となる親権等の相談に関しては、弁護士による法律相談を実施します。   | 事業の実施          | —  | 実施  | 実施    | A       | 実施    | 令和4年度は就労に関する相談が1,279件ありました。それらの相談に対して、母子・父子自立支援員等による適切な助言や指導を行うとともに、各種行政支援等の情報提供を行うなど、センター事業を実施しました。また、法律知識が必要となる親権等の相談に関しては、弁護士による法律相談を実施しました。   | 無                  | —           | —    | 就業や育児で忙しいひとり親家庭の方々の相談ニーズに対応できるよう、オンライン相談を実施するほか、国等が実施する研修を母子・父子自立支援員等にオンラインでの受講も含め積極的に受講させるなど、支援体制の強化が必要です。                     | 引き続き、相談日時について平日に加え毎月最終日曜日(年末年始を除く)可能とするほか、24時間365日問合せ可能となるAIチャットボットを導入し、ひとり親家庭の就業及び自立に向けた支援体制を整えます。 | ウ          | 子育て支援課    |
| 104  | ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業(養育費相談) | ひとり親家庭の母等の養育費に関して専門家との相談を実施するほか、養育費取得等に関する相談機関や各種支援策などの情報提供を行います。   | 養育費に係る法律相談の受付数 | 件  | 33  | 74    | A       | 38    | ひとり親家庭の母等の抱える日常生活上の様々な悩み等の相談に関し、母子・父子自立支援員等による適切な助言や指導を行うとともに、各種行政支援等の情報提供を行うなど、直面する諸問題の解決に向け支援を行いました。また、令和4年度においては、74件の離婚前後に関する法律相談を行ったため、A評価としました。  | 無                  | —           | —    | 父子家庭の利用が少ない点が課題であるため、周知・広報を図っていきます。   | ひとり親家庭への周知を徹底しながら、引き続き、事業を実施していきます。   | ウ          | 子育て支援課    |
| 105  | 児童扶養手当                      | 父又は母と生計を同じくしていない児童を育成する家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童を養育する者に児童扶養手当を支給します。   | 事業の実施          | —  | 実施  | 実施    | A       | 実施    | 児童扶養手当の支給について、令和4年度は受給者へ支払を着実に行ったため、A評価としました。   | 無                  | —           | —    | 今後、児童扶養手当の制度改正があった際には、それに対応し、支給業務を滞りなく行うことが課題として挙げられます。   | 申請の窓口である区支援課と制度改正の情報共有をしながら、引き続き事業を実施します。   | ウ          | 子育て支援課    |
| 106  | 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度            | 母子、父子及び寡婦に対して必要な資金を貸す母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を推進し、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進を図ります。  | 貸付件数           | 件  | 94  | 25    | C       | 96    | 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方への資金の貸付において、必要な方への経済的自立や、扶養している児童の福祉増進に寄与することができたと思われませんが、令和4年度も大幅に目標貸付件数を下回ったためC評価としました。  | 無                  | —           | —    | 文部科学省の高等教育における修学新制度(授業料等免除及び給付型奨学金)により修学資金・就学支度資金において、当制度の申請が減少したことで、貸付件数も減少しました。修学資金以外の貸付を希望する方へ制度の周知を十分にを行い、経済的自立のための支援が必要です。 | 引き続き令和5年度も、制度の周知を十分に行うとともに、貸付を希望する方に必要な情報を提供し、適切な相談業務を実施するため、ひとり親家庭自立支援センター職員の知識の向上を図ります。           | ウ          | 子育て支援課    |
| 107  | ひとり親家庭等医療費支給事業              | 受給資格者[1. 母子家庭の母、2. 父子家庭の父、3. 養育者家庭の養育者(1人)、4. 父又は母に一定の障害がある場合は当該障害の状態にない方の1人、5. 上記1〜4に監護されている児童で18歳に達した日の属する年度の末日までのもの(一定の障害のある児童については20歳未満)]の中で、受給資格証の交付を受けたものの健康保険各法に規定する保険診療一部負担金を助成します。 | 事業の実施          | —  | 実施  | 実施    | A       | 実施    | ひとり親家庭等医療費を滞りなく支給し、安定的な制度運営を実施できたため、A評価としました。   | 無                  | —           | —    | 受給資格があるにもかかわらず、受給していない家庭があることが課題として挙げられます。解決策としては、支援課との連携を密にし、対象者に対して登録申請の動員をしていきます。  | 昨年度に引き続きひとり親家庭等医療費を滞りなく支給し、安定的な制度運営を実施していきます。   | ウ          | 子育て支援課    |

【様式2】 その他事業

R4年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満

R5年度以降の方向性 A=廃止 I=縮小 U=継続 E=拡大 O=終了

| 事業番号 | 事業名                        | 事業概要  | 指標                            | 単位 | 目標値  | 実績    |         | 今年度目標 | R4年度評価・事業実施内容・成果   | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等 |                                       |  | 課題及び解決策  | R5年度の事業展開   | R5年度以降の方向性 | 所管     |
|------|----------------------------|---|-------------------------------|----|------|-------|---------|-------|--|--------------------|---------------------------------------|--|--|---|------------|--------|
|      |                            |   |                               |    | R4   | R4達成値 | R4年度別評価 | R5    |  | 事業への影響有無           | 影響の内容(有の場合)                           | 対応状況                                       |  |   |            |        |
| 108  | ひとり親家庭児童就学支度金              | 中学校に入学予定の児童を養育している市町村民税非課税世帯(生活保護受給世帯は除く)の母子家庭の母、父子家庭の父又は父母のいない児童を養育している人に、その児童の入学準備に必要な経費の一部を助成します。  | ひとり親家庭児童就学支度金支給児童数            | 人  | 264  | 253   | A       | 267   | 令和4年度においては、児童扶養手当申請時に案内を徹底することやひとり親家庭等医療費支給制度の通知に案内を同封する等、周知を行い、253件(児童数253人)の方に支給することができたため、A評価としました。             | 無                  | -                                     | -  | 対象者への案内に漏れがないよう、申請の窓口である各区支援課でも周知を徹底する必要があります。   | 令和5年度についてもひとり親家庭への周知を徹底しながら、引き続き事業を行います。                          | ウ          | 子育て支援課 |
| 109  | 就学援助制度                     | 経済的な理由で、小・中学校へ通う児童生徒の学用品の購入や給食費の支払いが困難な保護者に対し、それらの費用の一部を援助します。  | 事業の実施                         | —  | 実施   | 実施    | A       | 実施    | 令和3年度に引き続き、小学校及び中学校入学前に入学準備金を支給するなど、援助を必要としている保護者に対し、必要な支援を行ったため、A評価としました。   | 無                  | -                                     | -  | 経済的な理由等で就学援助を必要とする保護者が、必要とする時期に援助を受けられる制度であることが重要であるため、制度の周知を十分にやっていく必要があります。              | 引き続き、援助を必要としている保護者に対し、必要な支援を行ってまいります。                             | ウ          | 学事課    |
| 110  | ひとり親家庭等自立支援プログラム策定事業       | ひとり親家庭の母等の就業・自立を促進するため、対象者に合った自立支援計画を立てて、就職等のサポートを行います。また、必要に応じて、ハローワークとの連携による職業訓練の支援要請を行います。   | プログラム策定件数                     | 件  | 1    | 5     | A       | 1     | 令和3年度にひとり親家庭等自立支援プログラム策定を受けているひとり親を対象にした住宅支援資金の貸付事業を開始されたことに伴い、令和4年度のプログラム策定の件数が5件と増加したため、A評価としました。                | 無                  | -                                     | -  | より多くの対象者が利用できるよう、住宅支援資金の貸付と併せて周知を行うことが必要です。  | 令和4年度にプログラム策定した方の就業に向けたサポートや住宅支援資金の貸付と併せてチラシ等で周知を行います。            | ウ          | 子育て支援課 |
| 111  | ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業(就労支援) | ひとり親家庭の母等の就業・自立を促進するため、就業に関する各種相談に応じるほか、就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習など就業に向けた支援を行います。  | 講習会の満足度                       | %  | 92   | 95    | A       | 93    | アンケートの結果、講習会の満足度が95%であったため、A評価としました。   | 無                  | -                                     | -  | 就業と育児で多忙なひとり親家庭の方々のニーズに応えるため、オンラインでの開催が可能なものについては、今後もオンラインでの開催も検討していきます。                   | 講習会の実施についてさらに広く周知できるよう、民間支援団体と連携した周知を行います。                        | ウ          | 子育て支援課 |
| 112  | ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金          | ひとり親家庭の一層の生活の安定を図るため、就職に有利な資格の取得を目指し、1年以上養成機関などで修学する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給します。  | 養成機関修了者(進学の方を除く)の就職率          | %  | 84   | 78    | A       | 86    | 令和4年度は、56人に61,514,000円の支給を行いました。就職率は78%であり、目標値の90%以上を達成しているため、A評価としました。  | 無                  | -                                     | -  | 就職できていない方の多くは資格取得試験に不合格であったため、事前相談の段階で合格率が低い資格を希望する方に対しては、丁寧な聞き取り・相談対応が必要です。               | 引き続き、短期間で修得できる民間資格も対象とし、ひとり親家庭の自立を図ります。                           | ウ          | 子育て支援課 |
| 113  | ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金          | ひとり親家庭の自立の促進を図るため、教育訓練講座を受講し修了した場合、経費の一部を支給します。   | ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給件数         | 件  | 16   | 8     | C       | 18    | 支給件数が8件にとどまったため、C評価としました。  | 無                  | -                                     | -  | 本制度の給付を受けるためには、講座受講前にその講座が給付金対象講座に指定されることが必要ですが、受講開始前に必ず市に相談いただくよう、制度のさらなる周知・広報を図る必要があります。 | 本制度の周知とともに、令和4年度に講座を修了した方について、速やかに給付金の支給を行います。                    | ウ          | 子育て支援課 |
| 114  | ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業   | ひとり親家庭の学び直しのため、高等学校卒業程度認定試験の対策講座を受講し、その修了時と高等学校卒業程度認定試験の合格時に、経費の一部を支給します。   | ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給件数 | 件  | 2    | 0     | C       | 3     | 対象講座指定申請及び給付金支給件数が0件であったため、C評価としました。   | 無                  | -                                     | -  | この事業は科目履修のために養成機関に通われる場合には対象とならないため、本人が受講を希望する講座が対象講座となるのか、丁寧に聞き取りやご案内をする必要があります。          | 令和5年度より各種給付金の上限引き上げを実施します。  | エ          | 子育て支援課 |
| 115  | 生活困窮者自立支援事業(学習支援事業)        | 学業や進学が十分に準備されない生活困窮世帯の子どもが成長し、大人になって再び生活困窮に至る「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の中学生及び高校生と児童扶養手当全額受給世帯の中学生と生活自立・仕事相談センター利用世帯の中学生を対象として、基礎学力や学習習慣の定着等を目的とした「学習支援」や、良好な人間関係を構築するための「居場所づくり支援」を行います。また、高校生に対しては「高校中退防止」の支援も行います。 | 教室参加者の出席率                     | %  | 42.9 | 49    | A       | 45.2  | 教室参加者の出席率について、受託者や生保担当ケースワーカーによる参加動員等を行ったことにより参加者が増え、また、継続した出席につながるよう生徒の教室に対する満足度を高めたことにより、出席率が49%となったため、A評価としました。 | 有                  | 受託者及び参加者に感染者が発生したことにより、休室にしたことがありました。 | 休室にした分を別日に振替開催として、予定通りの教室開催ができるよう調整を行いました。 | 対象者に対する参加者の割合の更なる増加を目指すため、継続して受託者及び生保担当ケースワーカーが参加動員を行ったり、受託者が作成したチラシによる呼びかけ等を行います。         | 事業規模は13教室のまま継続し、登録人数及び参加人数を増やしながら学力及び非認知能力の向上を図り、貧困の連鎖の防止を目標とします。 | ウ          | 生活福祉課  |
| 116  | 入学準備金・奨学金貸付事業              | 経済的な理由で、修学(進学)が困難な高校生、大学生等に対し、入学準備金又は奨学金の無利子の貸付を行います。また、奨学金返済に伴う経済的負担を考慮し、大学生等の貸付について、一定の要件に該当した場合には返還金の一部を免除する返済支援制度を創設したため、新制度の対象となる貸付を行うとともに、制度の適正な運用に努めます。  | 事業の実施                         | —  | 実施   | 実施    | A       | 実施    | 引き続き、現行の貸付制度において、経済的理由により修学困難な学生等に対し、入学準備金又は奨学金の無利子貸付を行ったため、A評価としました。  | 無                  | -                                     | -  | 引き続き、無利子貸付けを継続するとともに、返還免除制度についてさらに周知を図る必要があります。  | 引き続き、無利子貸付けを継続するとともに、奨学金制度の拡充について制度開始に向けた準備を進めてまいります。             | ウ          | 学事課    |
| 135  | 勤労者支援資金融資                  | 市内在住の勤労者を対象に、教育資金等の融資を行います。(教育資金の用途は、学校教育法に定められた教育機関、各種専門学校等の入学金、授業料など本人又は家族の教育資金)  | 事業の実施                         | —  | 実施   | 実施    | A       | 実施    | 市内在住の勤労者等に対する生活支援策として、生活の安定及び福祉の向上を目的に、住宅・教育・冠婚葬祭資金の融資のあっせんを行う勤労者支援資金融資を実施したため、A評価としました。                           | 無                  | -                                     | -  | 近年、本融資制度の利用件数が減少傾向にあります。そのため、本融資を必要とする方に情報が届くよう、事業周知に取り組む必要があります。                          | 勤労者の生活の安定及び福祉の向上のための融資制度であることから、事業の周知を図りながら事業を継続していきます。           | ウ          | 労働政策課  |

【様式2】 その他事業

R4年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満

R5年度以降の方向性 A=廃止 I=縮小 U=継続 E=拡大 O=終了

| 事業番号 | 事業名                        | 事業概要   | 指標    | 単位 | 目標値 | 実績    |         | 今年度目標 | R4年度評価・事業実施内容・成果   | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等 |   |                  | 課題及び解決策   | R5年度の事業展開   | R5年度以降の方向性 | 所管        |
|------|----------------------------|--|-------|----|-----|-------|---------|-------|--|--------------------|---|------------------|---|---|------------|-----------|
|      |                            |  |       |    | R4  | R4達成値 | R4年度別評価 | R5    |  | 事業への影響有無           | 影響の内容(有の場合)   | 対応状況             |   |   |            |           |
| 136  | 要保護標準要保護児童生徒医療援助事業         | 経済的な理由で、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、政令に定められた疾病治療に対する医療費を援助します。   | 事業の実施 | —  | 実施  | 実施    | A       | 実施    | 経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、該当疾病の治療費を援助することで、経済的な差によらず児童生徒に必要な治療の提供ができたことから、A評価としました。  | 無                  | —   | —                | 経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、制度の周知を図るとともに、医療費の援助を適正に実施する必要があります。   | 引き続き経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、医療費の援助を適正に実施いたします。   | ウ          | 健康教育課     |
| 137  | 標準要保護児童生徒給食援助事業            | 経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学校給食費を援助します。   | 事業の実施 | —  | 実施  | 実施    | A       | 実施    | 経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学校給食費の援助を適正に実施することで、経済的な差によらず児童生徒に給食の提供ができました。   | 無                  | —   | —                | 経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、制度の周知を図るとともに、学校給食費の援助を適正に実施する必要があります。   | 引き続き、経済的理由で就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学校給食費の援助を適正に実施いたします。  | ウ          | 健康教育課     |
| 138  | 特別支援教育就学奨励費事業              | 小・中学校に就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担の能力に応じ、就学に必要な経費を一部補助します。それにより、特別支援教育の普及奨励を図ります。                     | 事業の実施 | —  | 実施  | 実施    | A       | 実施    | 学校を通して対象者から申請を受け付け、1078人に支給を実施したことから、A評価としました。   | 無                  | —   | —                | 特になし  | 引き続き本事業を実施します。  | ウ          | 特別支援教育室   |
| 139  | 認可保育所等の利用者負担額の軽減           | 失業や疾病等により世帯収入が著しく減少したとき、家屋等が火災、風水害、震災等の災害により損害を受けたときなど、認可保育所等の利用者負担額の支払いが困難と認められる場合に減免します。               | 事業の実施 | —  | 実施  | 実施    | A       | 実施    | 申請に基づき適正な処理を行ったため、A評価としました。<br>【実績】<br>減免適用児童数 2名(2世帯)の、べ2か月分<br>【内訳】<br>収入の減少によるもの 2名   | 無                  | —   | —                | 今後の社会状況の変化等を注視し、本事業においても引き続き適正な処理を行う必要があります。  | 引き続き申請に基づいて適正に実施することで、減免対象となる世帯の負担を軽減し、児童の健全な育成と児童福祉の増進を図っていきます。  | ウ          | 保育施設支援課   |
| 140  | 食物アレルギー疾患生活管理指導表助成事業       | 認可保育所等に在籍する児童の保護者(市町村民税非課税・均等割額のみ)の世帯)に対し、「保育所等における食物アレルギー疾患生活管理指導表」の取得に要する費用の全部又は一部を助成します。              | 事業の実施 | —  | 実施  | 実施    | A       | 実施    | 申請に基づき適正な処理を行ったため、A評価としました。<br>【実績】<br>助成適用人数:3人<br>助成額(合計):3,600円   | 有                  | 令和4年度診療報酬改定により、食物アレルギー生活管理指導表の文書料が原則保険適用となり、助成適用人数が令和3年の10名から3名に減少しました。 | 申請に基づき適正に実施しました。 | 認可保育所等の在園児の約5%が食物アレルギーを保有することから、より事業の周知徹底を図る必要があります。  | 令和4年度診療報酬改定により、食物アレルギー生活管理指導表の文書料が原則保険適用となったため、助成対象者は少なくなると予想されます。<br>一方で、生活管理指導表を発行する医師と、保育施設の嘱託医が同一である場合には、文書料の自己負担が発生するため、引き続き申請に基づいて適正に実施することで、助成対象となる世帯の負担を軽減し、児童の健全な育成と児童福祉の増進を図っていきます。 | イ          | 保育課       |
| 141  | 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)発行費援助事業 | 学校給食における食物アレルギー対応のための「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」発行費を就学援助制度の支給対象とし、援助を行う。(1文書につき3,300円(税込み)まで)                  | 事業の実施 | —  | 実施  | 実施    | A       | 実施    | 「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」発行費援助について、小学校8件、中学校5件、合計13件の申請があり、扶助金を交付しました。令和4年から「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」発行費が保険適用の対象となったため、申請件数の減少が見られました。 | 無                  | —   | —                | 小・中・中等教育学校の就学援助対象者に対し、制度の周知を図るとともに、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」発行費の援助を適正に実施する必要があります。  | 引き続き、学校給食における食物アレルギー対応のための「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」発行費を就学援助制度の支給対象とし、援助を行います。   | ウ          | 健康教育課     |
| 142  | 幼稚園就園奨励事業                  | 幼稚園への就園を奨励するため、令和元年10月から始まった幼児・保育無償化事業等を通じて保護者の経済的負担を軽減します。  | 事業の実施 | —  | 実施  | 実施    | A       | 実施    | 世帯の経済状況にかかわらず、全ての子どもに質の高い幼児教育を受ける機会を保障することが本事業の目的であり、世帯の経済状況等に応じて各種助成金を適正に交付することができたため、A評価としました。                               | 無                  | —   | —                | 幼児教育・保育の無償化について保護者、幼稚園への継続した周知が必要です。  | 幼児教育・保育の無償化を保護者が円滑に活用できるよう、各保護者や幼稚園にわかりやすく周知すると共に、幼稚園の事務負担の軽減を行います。   | ウ          | 幼児・放課後児童課 |
| 143  | 一時保育利用料の軽減                 | 公立保育所の一時保育を利用する児童の保護者(生活保護世帯・前年分の所得税非課税世帯かつ前年度市町村民税非課税世帯)に対し、一時保育利用料の全部を助成します。                           | 事業の実施 | —  | 実施  | 実施    | A       | 実施    | 申請に基づき適切な処理を行ったため、A評価としました。  | 無                  | —   | —                | 核家族化の進行等に伴い、一時保育事業についても継続した需要が見込まれます。対象世帯の生活の安定と自立のため、引き続き適正な事業の実施及び周知の徹底が必要があります。  | 引き続き申請に基づいて適正に実施することで、助成対象となる世帯の負担を軽減し、児童の健全な育成と児童福祉の増進を図っていきます。  | ウ          | 保育課       |
| 144  | 放課後児童クラブ利用料の軽減             | 生活保護世帯及び、所得税非課税かつ市町村民税非課税世帯は指導料を免除し、所得税非課税かつ市町村民税課税世帯は指導料を軽減します。また、児童の属する世帯の収入が著しく減少したとき等の場合は、指導料を減免します。 | 事業の実施 | —  | 実施  | 実施    | A       | 実施    | さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則に基づき、生活保護世帯及び所得税非課税かつ市町村民税非課税世帯に対しては指導料の免除、所得税非課税かつ市町村民税課税世帯に対しては、指導料の軽減を行ったため、A評価としました。                    | 無                  | —   | —                | 入室している児童の属する世帯の収入が著しく減少したとき等に適用となる減免制度について、市民に認知されるよう周知をしていく必要があります。<br>そのため、指定管理者や支援課に対し減免制度について周知し、対象世帯に認識されるよう努めていきます。 | 引き続き適正な制度の運営、周知を行います。   | ウ          | 幼児・放課後児童課 |
| 145  | 水道料金の減額制度                  | 生活保護法による生活扶助を受給している方、児童扶養手当を受給している方及び市県民税・県民税非課税世帯などに対して、水道料金を減額します。                                     | 事業の実施 | —  | 実施  | 実施    | A       | 実施    | 生活保護法による生活扶助を受給している方、児童扶養手当を受給している方及び市県民税・県民税非課税世帯等に対して、申込みに基づき水道料金の減額を行ったため、A評価としました。   | 無                  | —   | —                | 様々な媒体で広報活動を継続して行い、該当者に制度を周知します。   | 引き続き適正に減額制度を維持します。  | ウ          | 営業課       |
| 146  | 下水道使用料の減免制度                | 下水道使用料について、生活保護法による生活扶助を受給している世帯は免除、また、市県民税非課税世帯及び児童扶養手当を受給している世帯は減額します。                                 | 事業の実施 | —  | 実施  | 実施    | A       | 実施    | 下水道使用料について、生活保護法による生活扶助を受給世帯、市県民税非課税世帯及び児童扶養手当を受給世帯を対象に免除又は減額を実施し、経済的負担を軽減したため、A評価としました。                                       | 無                  | —   | —                | ひとり親家庭ガイドブックや生活保護のしおり等、さまざまな媒体で広報活動を継続して行い、対象の方に制度を周知します。   | 事業の継続的な実施により、経済的負担を軽減します。   | ウ          | 下水道総務課    |

【様式2】 その他事業

R4年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満

R5年度以降の方向性 ア=廃止 イ=縮小 ウ=継続 エ=拡大 オ=終了

| 事業番号 | 事業名                               | 事業概要  | 指標   | 単位 | 目標値    | 実績     |         | 今年度目標  | R4年度評価・事業実施内容・成果   | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等 |  |  | 課題及び解決策  | R5年度の事業展開  | R5年度以降の方向性 | 所管           |
|------|-----------------------------------|---|--|----|--------|--------|---------|--------|--|--------------------|--|--|--|--|------------|--------------|
|      |                                   |   |  |    | R4     | R4達成値  | R4年度別評価 | R5     |  | 事業への影響有無           | 影響の内容(有の場合)                            | 対応状況   |  |  |            |              |
| 147  | 生活保護事業                            | 病気や障害により働けなくなるなど、生活費や医療費に困っている世帯に対して、必要な生活保障を行い、自立できるように支援します。世帯の収入及び保護の基準に基づき、生活扶助、住宅扶助、教育扶助など、世帯の状況に応じた扶助を行います。   | 事業の実施  | —  | 実施     | 実施     | A       | 実施     | 各区福祉課において面談等を通して世帯の状況を把握し、必要な保護を適正に実施し、生活の安定を図ったためA評価としました。  | 有                  | 感染症拡大により世帯の状況の把握に必要な家庭訪問が行えない時期がありました。 | 対面で行う家庭訪問等の面談に代わり、電話など相手方と直接接しない方法で聴き取りを行うなど、感染防止を図りながら、世帯の状況を把握するようにしました。 | 新型コロナウイルス感染症の状況に留意しながら世帯の状況を適切に把握し、生活保護制度等において新たな支援策が創設された際、必要な支援が行えるようにすることが必要です。   | 各区福祉課において、世帯の状況に応じて必要な保護を適切に実施し、引き続き被保護者の生活の安定を図っていきます。  | ウ          | 生活福祉課        |
| 148  | 生活困窮者自立支援事業(福祉まるごと相談窓口)           | 経済的な問題等で困窮されている方に、自立に向けた支援計画を立て、総合的な支援を行います。主に、離職等により、住居を失った、又は失うおそれのある方へ家賃相当額を支給する住居確保給付金の支給、すぐには就労が難しい方に対する就労に向けた準備の支援、家計の状況を整理し、相談者自らが家計管理できるようになるための家計改善支援などを組み合わせて支援します。※一部の事業には利用に際し、収入等の要件があります。 | 必要とする支援の相談窓口につながった割合(相談受付した者のうち、必要とする支援の相談窓口につながった相談者数÷相談者数) | %  | 41     | 64     | A       | 42     | 福祉まるごと相談窓口にて相談を受け付けた相談者4,295件について、必要とする支援の相談窓口につながった相談者が2,750件であり、達成率が64%となったため、A評価としました。  | 有                  | 緊急小口資金等の特例貸付利用者が増大しました。                | 緊急小口資金等の特例貸付利用者が、社会福祉協議会から福祉まるごと相談窓口につながり、相談支援を実施し必要に応じて各支援をご案内しました。       | 個々の事業の適切な支援を進めるために、相談内容に応じた関係機関が参加する支援会議を整備する等、相談者が必要とする相談窓口につながるよう、関係機関との連携を密にした支援を実施してまいります。   | 令和4年6月から、「生活自立・仕事相談センター」と「福祉丸ごと相談センター」を統合し、「福祉まるごと相談窓口」として全区へ設置しています。引き続き、福祉に関する相談を包括的に受け止める「福祉の総合相談窓口」として、相談体制をより充実させていきます。   | ウ          | 生活福祉課        |
| 149  | 働く人の支援講座                          | 市内在住の求職者・勤労者及び市内事業所に従事する勤労者に対して、労働に係る諸問題に関する講座を実施します。   | 事業の実施  | —  | 実施     | 実施     | A       | 実施     | 「働く人の支援講座」において、時勢に適した労働に関する正しい認識や労働者の福祉向上のための講座等を実施したため、A評価としました。  | 無                  | —                                      | —  | 勤労者と企業の労務担当者・管理職・経営者に対し、それぞれの立場に合致した内容の講座を実施する必要があります。また、時勢を鑑み、講座内容を検討する必要があります。   | 令和5年度は、勤労者向けに、講義に加え個別相談を実施します。労務担当者・管理職・経営者向けに、対面での講義に加えオンラインによるライブ配信を実施します。   | ウ          | 労働政策課        |
| 150  | ワークステーションさいたま運営事業                 | ワークステーションさいたまにおいて、国の職業相談・紹介と連携してキャリア・コンサルティングや内職相談などを実施するほか、子育て世代を中心に、求職者に向けた就業支援を実施します。  | ワンストップ就職支援サービス利用者数   | 人  | 10,000 | 10,543 | A       | 10,100 | 埼玉労働局と協働で運営する就業支援施設「ワークステーションさいたま」において、キャリアコンサルティングや内職相談、子育て世代を中心とした就業支援等を実施した結果、延べ利用者数が10,543人となり、目標値を達成したためA評価としました。   | 無                  | —                                      | —  | 子育て世代等にも利用しやすい支援手法として、オンラインを活用する必要があります。引き続き、オンラインを活用した個別相談やセミナー等を実施して対応します。   | 埼玉労働局やハローワーク浦和等の関係機関と連携を取りながら、効果的な就業支援を実施します。  | ウ          | 労働政策課        |
| 151  | 母子緊急一時保護事業                        | 緊急に保護を必要とする母子を母子生活支援施設に入所させ、当面の間、必要な保護を行います。  | 事業の実施  | —  | 実施     | 実施     | A       | 実施     | 緊急に保護を必要とする母子を迅速に受け入れる態勢を整え、継続的に事業を実施することを目標としており、令和4年度も引き続き事業を実施したため、A評価としました。  | 無                  | —                                      | —  | 本事業は、緊急一時的に保護する目的であるため、短い期間の中で母子の新たな居住場所を探す支援を行う必要があります。このため、区役所支援課や福祉課、各相談機関と情報共有を行い、母子の生活の安定に向けた支援を行う必要があります。また、市内の母子生活支援施設は1か所であるため、夫等からの暴力等から避難し保護が必要である母子を入所させた場合、所在を特定されるおそれがあります。このため、市外施設への入所による広域入所を実施し、母子の安全性を確保します。 | 引き続き、緊急に保護を必要とする母子を迅速に受け入れる態勢を整え、継続的に事業を実施します。   | ウ          | 子ども家庭支援課     |
| 152  | スクールソーシャルワーカー活用事業・スクールカウンセラー等活用事業 | 全ての市立小・中・高等・中等教育・特別支援学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置又は派遣します。複雑化・多様化する児童生徒の状況に対して、学校内教職員の連携だけでなく、関係機関との連携が非常に重要であります。適切な支援に向けたスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを対象とした研修を実施し、支援体制の充実を図ります。                          | 研修の実施回数  | 回  | 3      | 9      | A       | 3      | 児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを市立学校へ配置派遣し、教育相談体制の充実を図りました。また、複雑化、多様化する子どもの状況への対応を強化するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを対象にした研修を年間9回実施したことからA評価としました。 | 無                  | —                                      | —  | 児童生徒を取り巻く環境は複雑化・深刻化しており、学校生活に関わる様々な不安や悩みなどに対応するため、専門職と学校が連携した支援が求められています。  | 学校生活に関わる児童生徒や保護者の不安や悩み等に対応するため、予防、アセスメント、支援、ケアを段階的・総合的に展開し、教育相談を推進します。また、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員を全ての市立学校へ配置・派遣し、教育相談体制の充実を図ってまいります。 | ウ          | 総合教育相談室      |
| 153  | 相談者の自立支援                          | DV・女性の悩み相談において、生活困窮などの家庭であった場合には、関係機関の情報提供を行い、自立支援を図ります。  | 事業の実施  | —  | 実施     | 実施     | A       | 実施     | DV・女性の悩み相談について、相談者に関係機関の情報提供を適切に行えたため、A評価としました。また、関係機関との連携も会議等を通し適切に実施しました。  | 無                  | —                                      | —  | より相談員の質の向上を図るため、関係機関の情報収集、関係所管開催の研修への参加、外部講師による所属内研修を実施します。  | 関係機関とより緊密で実行性の高い連携をするため、「DV防止対策関係機関ネットワーク会議」を開催します。  | ウ          | 人権政策・男女共同参画課 |
| 154  | 幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業          | 小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する満3歳以上の幼児(幼児教育・保育の無償化の対象とならない幼児に限る。)の保護者に対し、経済的負担の軽減を図る観点から、施設の利用料の全部又は一部を補助するものです。(子ども・子育て支援法第59条第1項第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業)  | 事業の実施  | —  | 実施     | 実施     | A       | 実施     | 小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児49人の保護者の経済的負担の軽減を実施したため、A評価としました。  | 無                  | —                                      | —  | 引き続き事業の周知を図り、幼児教育・保育の無償化の対象とならない幼児の経済的負担の軽減に努める必要があります。  | 小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減するため、事業を継続していきます。   | ウ          | 幼児・放課後児童課    |
| 155  | 送迎保育ステーション事業                      | 小規模保育事業の卒園者等の進級先として、幼稚園を利用できる環境を整備するため、幼稚園と連携した送迎保育ステーション事業を実施します。  | 送迎保育ステーションの施設数(翌年4月1日時点の数値)                                  | か所 | 3      | 3      | A       | 4      | 幼稚園への就園を希望する保護者の様々なニーズに対応するため、令和4年4月に送迎保育ステーションおみやげやびうらわを開設し、安全で安心した利用ができるよう適切な運営を行うとともに、令和5年4月開設に向けて送迎保育ステーションむさしうらわの整備を行ったため、A評価としました。   | 無                  | —                                      | —  | 幼稚園等を利用する保護者の様々なニーズに対してきめ細やかな対応が必要です。  | 既設の送迎保育ステーションの適切な運営を継続するとともに、保護者の様々なニーズに対応するため送迎保育ステーション事業の拡充を検討します。   | ウ          | 幼児・放課後児童課    |

【様式2】 その他事業

R4年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上90%未満 C:達成率70%未満

R5年度以降の方向性 ア=廃止 イ=縮小 ウ=継続 エ=拡大 オ=終了

| 事業番号 | 事業名                 | 事業概要   | 指標                                  | 単位 | 目標値 | 実績    |         | 今年度目標 | R4年度評価・事業実施内容・成果   | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等 |             |      | 課題及び解決策  | R5年度の事業展開   | R5年度以降の方向性 | 所管       |
|------|---------------------|--|-------------------------------------|----|-----|-------|---------|-------|--|--------------------|-------------|------|--|---|------------|----------|
|      |                     |  |                                     |    | R4  | R4達成値 | R4年度別評価 | R5    |  | 事業への影響有無           | 影響の内容(有の場合) | 対応状況 |  |   |            |          |
| 156  | 子ども家庭総合支援拠点事業       | 子ども家庭総合支援拠点において、子育て全般に関する相談や児童等への必要な支援を実施します。  | 子ども家庭総合支援拠点の担当者会議の実施回数              | 回  | 2   | 6     | A       | 2     | 子ども家庭総合支援拠点の職員の資質の向上と各区の情報共有を目的とした子ども家庭総合支援拠点の担当者会議(家庭児童相談員会議を兼ねる)を6回開催したため、A評価としました。  | 無                  | -           | -    | 相談内容が複雑化しており、専門性が高く多岐な対応を求められるため、関係機関と連携していく必要があります。職員の資質の向上と各区の情報共有を行い、適切に運営していく必要があります。                              | 引き続き、子ども家庭総合支援拠点の職員の資質の向上と各区の情報共有を目的に、子ども家庭総合支援拠点担当者会議(家庭児童相談員会議を兼ねる)を開催します。                          | ウ          | 子ども家庭支援課 |
| 157  | ヤングケアラー訪問支援事業       | 子ども家庭総合支援拠点において、支援が必要と判断したヤングケアラーのいる家庭を対象に、日常生活における負担を軽減すべく支援員を派遣します。  | 利用者アンケートの結果、日常生活における負担が軽減されたと回答した割合 | %  | 90  | 80    | B       | 90    | ヤングケアラー訪問支援事業について、ヤングケアラーがいる家庭に支援員を派遣し、当該家庭が抱える不安や悩みを傾聴することや、家事・育児等の支援を実施し、アンケート調査で得られた回答のうち、「とても軽減された」「軽減された」と回答した人の割合が80%だったため、B評価としました。 | 無                  | -           | -    | ヤングケアラー訪問支援事業は、支援員を派遣可能である法人へ委託しています。これらの法人につきましては、高齢者介護のヘルパーも派遣しているため、利用者の希望する日に利用ができない場合があります。このため、委託先の拡大を図ることが必要です。 | 引き続き、子ども家庭総合支援拠点において、支援が必要と判断したヤングケアラーのいる家庭を対象に、日常生活における負担を軽減すべく支援員を派遣します。また、HP等で受託事業者の募集を行い、拡大を図ります。 | ウ          | 子ども家庭支援課 |
| 158  | 医療的ケア児保育事業          | 保育所等において、恒常的に医療的ケアを必要とする児童を受け入れ、看護師等による医療的ケアを行うとともに、主治医等との連携体制を構築することにより、安全な集団保育を提供します。                          | 医療的ケア児への保育を提供する施設を配置した区の数           | 区  | 4区  | 5区    | A       | 5区    | 市内受入施設を拡充すべく、前年度比3施設増となる7施設(5区)に対し、医療的ケア児保育事業費補助金を交付し、看護師配置や施設機能強化といった受入体制の整備を実施したため、A評価といたしました。   | 無                  | -           | -    | 令和2年度よりモデル的に始めた事業であり、令和3年度の受入施設は4施設(3区)でした。今後、市内各区に受入可能な施設を整備していくとともに、医療的ケア児の受入開始希望施設が円滑に受入れを進めるべく、支援していく必要があります。      | 引き続き、医療的ケア児への保育を提供する施設を配置した区の数拡大していきます。   | エ          | 保育施設支援課  |
| 159  | 養育費に関する公正証書等作成促進補助金 | ひとり親家庭の方が養育費に係る取決めを行い、債務名義化することを支援するため、養育費に関する公正証書等を作成する際にかかる本人負担費用を補助します。                                       | 養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付件数             | 件  | 27  | 43    | A       | 32    | 令和4年度は43件交付し、目標を達成したため、A評価としました。   | 無                  | -           | -    | 養育費確保はひとり親家庭の方々の経済的な自立に大きく寄与するものであることから、養育費に関する取決めを促進するため、制度の周知を十分に行っていく必要があります。                                       | 速やかに補助金の交付を行うことができるよう、請求書の提出についてオンライン化します。  | ウ          | 子育て支援課   |
| 160  | 養育費の保証促進補助金         | ひとり親家庭の方が養育費を確実に受け取ることができるよう支援するため、保証会社と養育費保証契約を締結する際に負担する費用(保証料)を補助します。   | 養育費の保証促進補助金交付件数                     | 件  | 2   | 3     | A       | 3     | 令和4年度は3件交付し、目標を達成したため、A評価としました。  | 無                  | -           | -    | 養育費確保はひとり親家庭の方々の経済的な自立に大きく寄与するものであることから、養育費に関する保証契約締結を促進するため、制度の周知を十分に行っていく必要があります。                                    | 速やかに補助金の交付を行うことができるよう、請求書の提出についてオンライン化します。  | ウ          | 子育て支援課   |
| 161  | ひとり親家庭等訪問相談事業       | 相談員がひとり親家庭等の父母又は養育者の自宅を訪問し、その方に合った制度を案内します。さらに就労、転職、キャリアアップ、家計管理、しつけ、教育、住居、家事、健康管理、恋愛、結婚相談等の相談に応じることで自立の促進を図ります。 | 事業実施                                | —  | 実施  | 実施    | A       | 実施    | 令和4年度は21件の申込みがあり、8件の訪問相談を実施したため、A評価としました。  | 無                  | -           | -    | 申込み後、相談に至る割合が低いため、決定通知から日程調整までの手続きをスムーズに行う必要があります。   | ひとり親家庭が抱える様々な問題に寄り添うため、支援を必要とする人に制度情報が届くよう、幅広く周知していきます。   | ウ          | 子育て支援課   |